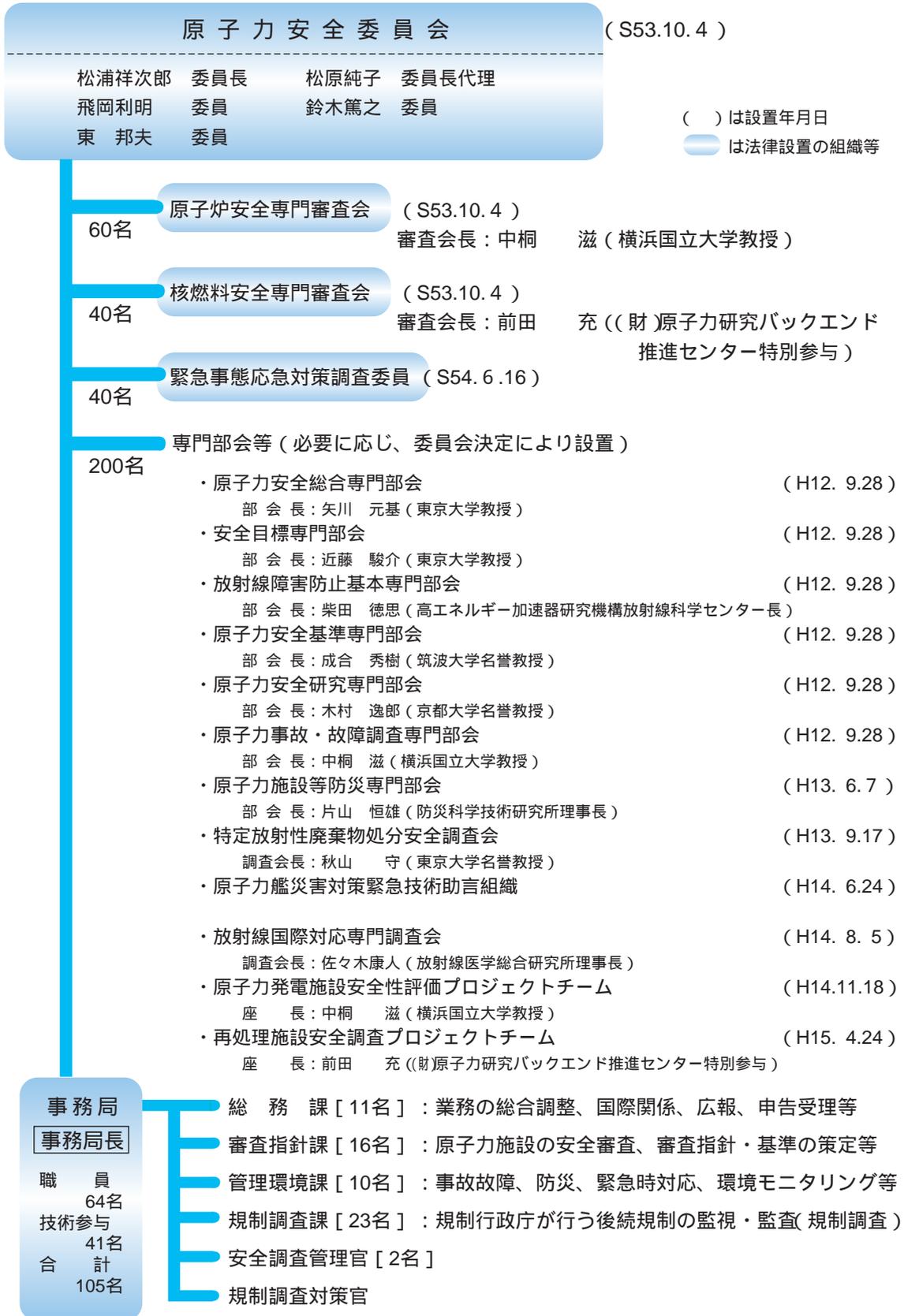


原子力安全委員会組織図



原子力艦災害対策緊急技術助言組織の設置について

平成14年6月24日
原子力安全委員会決定

防災基本計画第10編「原子力災害対策編」に定める、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合において、原子力安全委員会に求められる活動を的確に行うため、原子力安全委員会の対応を以下に定める。

1．設置の目的

原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合に、防災基本計画第10編「原子力災害対策編」に定める、原子力安全委員会の技術的助言を的確に行うこと等を目的として、原子力艦災害対策緊急技術助言組織（以下「原子力艦災害対策組織」という。）を設置する。

2．原子力艦災害対策組織の任務

- (1) 外務省及び関係指定行政機関への情報提供の要請を行う等により、内閣府（防災担当）と緊密な連携を取りつつ、必要な情報の収集を行うとともに情報の分析等を行う。
- (2) 事態に即応して技術的側面から必要な応急対策について検討する。
- (3) 現地に派遣した原子力艦災害対策組織の構成員からの調査報告又は意見、外務省及び関係指定行政機関からの情報等を受けて必要な検討を行い、非常災害対策本部長等に対し原子力安全委員会が行う放射線に対する防護活動等、応急対策に関する技術的事項に係る必要な助言に関して支援を行う。
- (4) 現地に派遣された原子力艦災害対策組織の構成員は、関係指定行政機関、地方公共団体等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行い原子力安全委員会委員長（以下「委員長」という。）へ調査報告又は意見具申を行うとともに、原子力安全委員会の委任を受け、現地対策本部、地方公共団体等が実施する応急対策に対し必要な技術的助言を行う。

3．原子力艦災害対策組織の構成

原子力艦災害対策組織は、原子力安全委員会委員及び原子力安全委員会が指名する専門委員により構成する。

4．原子力艦災害対策組織の招集

原子力艦災害対策組織は、原子力安全委員会が外務省から、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた又は委員長が必要と認めた場合に、委員長が招集する。

5．原子力艦災害対策組織の運営

- (1) 招集された原子力艦災害対策組織は、状況に応じ適宜議事を開く。この場合において、委員長が必要と認める場合には、議事を非公開とすることができる。
- (2) 議事は、委員長が総理する。
- (3) 委員長は、必要があるときは、関係指定行政機関の職員を出席させ、当該職員から報告又は意見を求めることができる。
- (4) 委員長は、必要があるときは、原子力艦災害対策組織の構成員及び関係指定行政機関の職員以外の専門家を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

6．構成員の現地への派遣

- (1) 原子力艦災害対策組織は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合には、原子力艦災害対策組織の構成員のうち必要な者を現地に派遣する。
- (2) (1)の場合において、原子力安全委員会委員を派遣するときは、その委員の人数は、原則として2名以下とする。

7．構成員の招集の解除

原子力安全委員会は、原子力艦の原子力災害の終息の状況等を踏まえ、招集を解除する。

8．その他

この決定に定めるもののほか、原子力艦災害対策組織の招集、運営、訓練等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この文書は平成14年6月24日から施行する。

放射線国際対応専門調査会の設置について

平成14年8月5日
原子力安全委員会決定

国際的な放射線障害防止に関する活動の活発化等を踏まえ、放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）への対応など放射線障害防止に関する国際的検討に資する課題について、よりの確かつ総合的に対応するため、放射線国際対応専門調査会を設置する。

専門調査会は、別途指名する安全委員及び専門委員から構成する。また、専門調査会は必要に応じて、専門調査会の議決により分科会を置くこととし、機動的かつ効果的な調査審議を行うこととする。

1．設置目的

放射線障害防止に関する我が国の国際的な対応を強化することを目的として、これらの技術的、専門的事項について調査審議するため、放射線国際対応専門調査会を設置する。

2．調査審議事項

放射線国際対応専門調査会では、以下の事項について調査審議を行う。

放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）、国際原子力機関（IAEA）、経済協力開発機構原子力機関放射線防護及び公衆衛生委員会（OECD/NEA-CRPPH）に関する技術的・専門的事項

その他放射線障害防止に関する国際的な活動に係る技術的・専門的事項

放射線国際対応専門調査会構成員について

稲葉 次郎 財団法人環境科学技術研究所理事
日下部きよ子 東京女子医科大学放射線科教授
草間 朋子 大分県立看護科学大学学長
佐々木 正夫 京都大学名誉教授
佐々木 康人 放射線医学総合研究所理事長
中村 尚司 東北大学大学院工学研究科教授
丹羽 太貫 京都大学放射線生物研究センターセンター長

(担当原子力安全委員会委員)

松原 純子
須田 信英
飛岡 利明
鈴木 篤之

原子力発電施設安全性評価プロジェクトチームの設置について

平成14年11月18日
原子力安全委員会決定

1. 設置目的

「原子力発電施設における自主点検記録の不正等に対する対応について」(平成14年10月17日付原子力安全委員会決定)に基づき、東京電力の不正問題に関連して存在が公表された東京電力他の原子力発電所で発生した各種設備のひび割れ等について、安全性の評価を行うため、原子力発電施設安全性評価プロジェクトチーム(以下「PT」という。)を設置する。

2. 調査審議事項

PTにおいては、以下の事項について調査審議を行う。

再循環系配管、シュラウドにひび割れまたはその兆候が確認された原子炉を対象とした、事業者及び原子力安全・保安院の健全性評価方法、評価結果等に関する妥当性の確認

上記のうち、代表的事例を対象としたひび割れの解析、評価

3. 構成員

原子力安全委員会専門委員

中桐 滋 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
平野 雅司 日本原子力研究所東海研究所安全性試験研究センター
原子炉安全工学部次長
矢川 元基 東京大学大学院工学研究科教授
八木 晃一 物質・材料研究機構材料基盤情報ステーション長

協力委員

内田 俊介 東北大学大学院工学研究科教授
鹿島 光一 財団法人電力中央研究所狛江研究所金属材料部長
中島 甫 日本原子力研究所東海研究所エネルギーシステム研究部研究主幹

原子力安全委員会委員

松浦 祥次郎 (委員長)
松原 純子 (委員長代理)
須田 信英
飛岡 利明
鈴木 篤之

技術基準の基本的考え方策定のためのタスクフォースの 設置について

平成15年1月23日
原子力安全委員会

1. 設置目的

原子力安全委員会においては、今般の東京電力の不正問題等を踏まえ、原子力発電施設の技術基準に関しては、「原子力発電施設における自主点検記録の不正等に対する対応について（平成14年10月17日 原子力安全委員会決定）」で、合理的な技術基準のあり方について提示した。また、「原子力安全の信頼の回復に関する勧告（平成14年10月29日）」では、経済産業省に対し設備の安全な運転維持に関し適切な技術基準の策定を行うよう勧告を行い、平成14年12月には、健全性評価の義務化等を盛り込む電気事業法等の改正法が国会で可決・成立した。

今後、電気事業法等の改正法の施行により健全性評価の義務化等が行われることとなるが、健全性評価手法を含む技術基準については、最新の知見や技術が反映された合理的なものである必要があるということ踏まえ、原子力安全委員会として、技術基準の基本的考え方を策定すべく、「技術基準の基本的考え方策定のためのタスクフォース」を設置する。

2. 構成員

原子力安全委員会専門委員

阿部 清治 日本原子力研究所安全性試験研究センター長
鹿島 光一 財団法人電力中央研究所狛江研究所金属材料部長
高木 光 学習院大学法学部教授（委嘱手続き中）
中桐 滋 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
矢川 元基 東京大学大学院工学系研究科教授
八木 晃一 物質・材料研究機構材料基盤情報ステーション長

原子力安全委員会委員

松浦 祥次郎（委員長）
松原 純子（委員長代理）
須田 信英
飛岡 利明
鈴木 篤之

（注）このタスクフォースは平成15年4月24日、審議が終わったため廃止された。

ITERの安全規制のあり方について

平成14年6月3日
原子力安全委員会

原子力安全委員会は、我が国も参加し国際協力で開発が進められている国際熱核融合実験炉（ITER）について、適宜、関係者から報告を受けるとともに、ITERの安全性に係る論点を整理し検討した結果を踏まえ、平成13年8月6日「ITERの安全確保について」を公表した。

当委員会では、引き続き、ITERが我が国に設置されることを想定した場合におけるITERの安全規制のあり方に関して検討してきた。これを踏まえ、当委員会としての現時点での考え方を以下のとおり示す。

1. はじめに

ITERは重水素と三重水素（トリチウム）との核融合反応によって有意な量のエネルギーを発生する初めてのトカマク型核融合実験炉であり、将来の核融合エネルギー利用の実用化への期待を込めて、設計、建設されるものである。したがってITERの安全規制は、核融合エネルギー利用の安全規制の端緒を拓くものといえる。

核融合エネルギー利用は未踏技術への挑戦であり、その安全規制も当然新しい領域であるから、ITERの安全規制は、原子力施設や放射線に関連した既存の規制体系にとらわれることなく、核融合反応の特質と安全確保上留意すべき点を踏まえて、それに適合した枠組みとすべきであると考ええる。

安全規制の目的は、他の原子力関連活動と同様に、一般公衆及び従事者の放射線障害を防止することである。そのための科学技術的基盤は、これまでの安全規制の経験と核融合研究の成果などにより、十分整っていると考える。

2. 核融合反応の特質と安全確保上留意すべき点

核融合反応は、核分裂のような連鎖反応ではなく、プラズマの粒子密度や圧力の限界を超えたり、不純物が混入したりすると、反応が終息する性質があり、核的暴走の危険がないという固有の安全性がある。また、反応生成物として核分裂生成物のような高放射性物質は生まれにくい。そのため、放射性物質の崩壊熱の密度は小さい。これらのことから、核融合炉の場合、核分裂炉と比べて、異常な事象の事故への進展性は小さいと判断される。

一方、燃料であるトリチウムは、拡散しやすい放射性物質であり、それを相当多量に扱う施設であることが核融合炉の一つの特色である。また、核融合反応に伴って発生する高エネルギーの中性子により機器や構築物の材料の一部が放射化し、さらにプラズマによる侵食作用を受けて放射化ダストが生成される。以上の点を考慮すると、運転・保守時の遮へい、遠隔操作、施設解体後の大量の低レベル放射性物質の処分が必要となる。それに加

えて、一般公衆及び従事者の放射線障害の防止という観点からは、トリチウム及び放射化ダストが管理されない状況で環境に出ないように閉じ込める機能がかなめとなり、トリチウム及び放射化ダストの内蔵量(インベントリ)の管理方法、閉じ込め機能などについて、十分に検討、評価する必要がある。

核融合炉は運転中に相当量の熱、磁気及び電磁エネルギーを内包しており、上記閉じ込め機能の健全性を脅かす要因として、地震力のような外部起因のものだけでなく、内部起因の荷重も考慮した設計の妥当性の確認や評価が重要である。

3．安全規制の基本的考え方

前述の特質と留意点を勘案すれば、ITERの安全規制では、まず設計段階の安全性の審査において、閉じ込め機能の確認に万全を期すことが安全確保の要諦である。これと併せて、それ以後の建設、運転及び解体の各段階において、それぞれ適切な安全確保への配慮が重要である。

安全性の審査では、学識経験者等も参画する中立性及び透明性に十分配慮した審査を行うことが肝要である。当委員会としては、ITERの安全確保に関する国民の関心が高いことも踏まえ、行政庁が行う安全性の審査等に十分関与することとする。

また、核分裂炉等では、安全規制の対象である工学的安全設計のほかに、広義の多重防護の一環として、原子力災害対策特別措置法等による対策が講じられる。しかしながら、ITERにおいては、核融合反応の固有の安全性に加えて、放射性物質の崩壊熱密度の小さい実験炉であることなどを考慮に入れると、上記の意味での原子力災害を想定する必要はないと考える。

4．その他望ましい点

ITERの安全性を確保し、国際プロジェクトとして成功に導くために、以下の点については、事業者の自主的努力がなされ、さらに行政庁において適宜監督・指導がなされることが望ましい。

ITERの開発は段階的に行われるものであり、水素放電、重水素放電を経て重水素・トリチウム放電へと段階的に進み、さらに、ブランケットを用いたトリチウムの増殖実験も予定されている。各段階に至るまでの技術的蓄積を最大限に活用して安全性を再確認しつつ、次の段階の運転に進むべきである。

また、ITERは国際プロジェクトであり、参加各国の品質保証の考え方に違いがあることも予想されるので、プロジェクト全体として整合性のある統一された品質保証体制の確立が重要と思われる。

さらに、原子力安全規制の枠とは別に、前述した放射性廃棄物まで視野に入れたライフサイクルアセスメント的な検討がなされることを期待する。

5．今後の対応

行政庁においては、安全性の審査の手順や必要な後続規制を検討した上で、ITERに係る法令の整備について適切に対応されることを期待する。

当委員会としては、ITERの安全性の審査の基礎となる安全確保の基本的考え方やその妥当性の判断基準について、ITER計画の進捗も踏まえ、必要に応じ検討することとする。

東京電力(株)の自主点検記録の不正等に対する 原子力安全委員会の対応について

平成14年9月9日
原子力安全委員会

1．原子力安全委員会は、8月30日及び9月5日に東京電力(株)の自主点検記録の不正等に関して原子力安全・保安院より報告を聴取してきた。

2．原子力安全委員会においては、今後、以下に示した方針に基づき審議を行い、再発防止のための方策を講じていく。

また、再発防止対策の検討においては、中長期的な観点も含め、今後原子力安全委員会として採るべき対応についても示すこととする。

(1) 基本的な方針

今回の不正等が何故生じたのか。

今回の不正等の原因及び発生の経緯について、背景にある要因（検査、報告等に係る規制制度、人的・組織的背景等）を含めて把握する。

今後の再発防止のために何を為すべきか。

原子力施設の事業者、規制行政庁等における安全確保活動全体に包括的な責任を有する原子力安全委員会の立場に立って、再発を防止するための対策について、規制制度や人的・組織的観点を含めて検討し、明らかにする。

(2) 今後の行動方針

原因と発生の経緯の究明

経済産業省より、調査の状況等の説明を逐次聴取するとともに、施設の安全性をどのように評価しているかについてより詳細に確認する。併せて、委員会独自に東京電力(株)から直接、事情を聴取する。

再発防止のための方策

今回の不正等は、原子力安全行政の根本に関わる問題であり、本件により原子力利用の安全確保に万が一にも脆弱性がもたらされてはならない。このような観点から、今後の再発防止のために何を為すべきかを適時にかつ迅速に示していくことが必要である。

このため、上記の調査と併行して、再発を防止するための方策について審議を行い、安全規制の制度変更にあたっての基本的な考え方等の「再発を防止するための基本となる考え方」を逐次かつ迅速に示していく。

同時に、再発防止のために中長期的な取り組みが必要となる課題を抽出し、特別な調査体制を組んで、その解決のための方策を検討していく。

再発防止対策の検討に際しては、これまでの経済産業省からの報告等を踏まえ、以下の視点から検討を行っていく。（これらの視点自体についても、経済産業省による調査

の進展等を踏まえて適宜見直しつつ検討を進める。)

[検討の視点]

安全文化の醸成・浸透

今回の不正等の人的・組織的な背景要因を踏まえて、原子力利用の大前提である安全確保をより強固にするために、人及び組織が持つべき安全文化を如何に醸成・浸透させていくか。

原子力安全に関する透明性

原子力施設における事故、故障等に関する情報の隠蔽を防ぎ、原子力安全に係る透明性を高めていくための方策は何か。

事業者による自主保安活動と規制の関与のあり方

事業者における安全確保活動を実効性のあるものとするために、事業者の自主保安活動と国の規制（検査制度、報告等）は如何にあるべきか。

合理的な技術基準

多重防護の考え方等を踏まえた合理的な運転に係る技術基準（維持基準の策定等）は如何にあるべきか。

申告制度のあり方

通報を受けた後の原子力安全・保安院での対応を踏まえて、申告制度（従事者が法令違反を申告する制度）について迅速な対応を図るために改善すべき点はないか。

3. 自主点検記録の不正等の範囲や発生原因については、現在当事者及び経済産業省において調査が行われているところであり、詳細は明らかとなっていないが、これまでの報告内容を踏まえれば、現時点では当委員会としては、再発防止のために以下の点が重要であると考えられる。

原子力安全に係る透明性の向上

今回の不正等においては、原子力安全に関する情報の透明性への重要性の認識不足がその背景にあったと考えられ、これら情報の透明性の向上を促進し、その徹底を図ることが不可欠である。

事業者の自主保安活動と規制の関与のあり方

事業者の自主保安活動と国の規制（検査制度、報告等）との責任・役割分担の明確化等を検討することが再発防止のために重要である。

合理的な技術基準の検討

安全性を維持しつつ、適切な自主点検・報告を行うこと等を可能とするため、運転中において維持すべき基準を合理的に策定することなどを検討すべきである。

申告制度の改善

申告制度（従事者が法令違反を申告する制度）において、現制度では申告者が原子力事業者の従事者に限られているが、この対象範囲の見直しを検討すること、申告があった後に規制行政庁が迅速に処置する方策について検討することが必要である。

なお、上記に示した点は現時点での限られた情報に基づくものであり、今後の調査の進展を踏まえて充実・見直しをすべきものである。

東京電力、東北電力及び中部電力の再循環系配管における 新たな事案の判明について（委員長発言メモ）

平成14年9月24日
原子力安全委員会

今般、東京電力、中部電力及び東北電力において、ひび割れ又はひび割れの兆候の発生が確認された原子炉再循環系配管は、沸騰水型原子炉の圧力バウンダリを構成する重要な系統配管である。したがって、たとえそれが、亀裂進展速度の緩やかな応力腐食割れであるとしても、先般の東京電力の事案であるシュラウド等に対するより一層慎重に、安全性の評価がなされなければならない。事業者及び規制当局においては、本件について安全性が確保されていることを早急に慎重に評価の上、確認することを求める。

本件を含め一連の事案を併せて俯瞰した場合、これらの問題の発端には、現場の保守担当者及び管理者の「安全に問題がなければ報告及び公表は不要」との自己判断があるとみられる。このような判断によって、予定どおりの作業遂行を可能とする上、規制当局への対応や地元説明等を回避させることから慣習化しやすくなる。一方でこのような判断が公に明確に認められた基準に基づいていない場合には、記録の改竄等の隠蔽工作を誘発することとなる。この隠蔽の慣習化は、ともすれば徐々にその範囲を拡大し、組織倫理の破壊、ひいては企業の崩壊をも引き起こすおそれがある。また、発見された事象を基にした今後の科学技術的究明の芽を摘むこととなる。

本来、安全については、科学技術的な知見に基づく基準に則って、安全規制当局や的確な能力を有する第三者が随時確認が出来るようすべきものであり、本件については事業者は安全に係る情報をこれらの者に対して、常に「透明」なものとして準備しておかなければならないと考える。

当委員会としては、具体的には、例えば以下のようなことを検討したい。

1) 問題の詳細な調査

今回の問題は、原子力発電に共通的かつ多面的、経年的側面を示している。技術的問題を素因として、組織的、規制行政的、社会的諸問題が複雑に絡んでいる。社会技術的研究の最近の成果及び技法を活用して、問題の構造を詳細に洗い出し、原子力発電所の安全確保に必要なかつ有効な知見を示す。

2) 原子力安全文化の強化策の具体的提案

原子力利用における安全確保は、原子力安全文化と多重防護によって担保されるとの考え方は、今や世界的常識となっている。多重防護はそれぞれのレベルに応じて「品質保証活動」によって確認されている。一方、安全文化に関しては未だに共通的な検認の方法が構築されていない。この点に関し、早期に検討を開始する。

3) 運転基準・新検査制度の導入

原子力発電所の安全確保に関する相対的重要性は、新規発電所の安全設計から既設発電所の安全運転へと比重が移っており、その変化に応じた技術基準や検査制度の変革を図るべきである。

4) 内部申告の活用

今回の問題の発覚は内部申告にあった。これが社会的には安全性を確保する上で、極めて重要な役割を果たす事があるのは、近来の諸例から多く認められる。原子力安全確保政策の決定に責任のある安全委員会としては、内部告発の有効な活用について深い検討を試みるべきである。この検討は安全文化の強化策の検討と並行的に行う。

原子力発電施設における自主点検記録の不正等に対する 対応について

平成14年10月17日
原子力安全委員会決定

今般明らかになった原子力発電施設における自主点検記録の不実記載や隠蔽などの不正等の問題については、同様の不適切な処理が、それぞれ独立して運営されている複数の発電所で、10年以上にわたって継続されていたことに、問題の共通性と深刻さが示された。この問題は、事業者の自己責任による保安活動は十分であったか、守るべき技術基準等のルールは整合性があり合理的なものであったか、さらには、事業者の原子力安全に関する情報の公開が何故不適切、不十分となったのか、安全規制行政庁の対応は適切であったかなど、あらゆる角度から総点検する必要がある。

今回の不正等により、原子力施設等立地地域の住民をはじめとする国民の原子力界に対する不信感は著しく増大した。今回の問題の直接的原因は事業者における組織・企業としての安全管理検証システムが有効に機能していなかったことに由来するものであるが、同時にこれを、安全確保体制の全体を根本的に再検討する機会として捉え、安全規制行政庁や原子力安全委員会自身も含めて、安全確保体制を真に強靱なものとするべく、その再構築に努めなくてはならない。信頼の回復のためには、事業者自身が人と組織の倫理の立て直しを含め、地道な努力を重ねることが不可欠であり、それが今後の再発防止に向けて基本となるものであるが、国として取り組むべき課題も少なくない。

このような観点から、これまでに明らかとなった情報を踏まえて、再発防止のための基本的な考え方を以下に示すとともに、原子力安全委員会として採るべき今後の行動を示す。また、以下に示す内容は、原子力発電施設に限らず、他の原子力施設の安全確保においても重要と考えられ、所要の検討を行う必要がある。

今後とも、原子力安全・保安院からの報告等による情報収集を行い、必要に応じ原子力安全委員会としての意見を述べていくこととする。

1. 再発防止のための基本的な考え方

(1) 事業者による安全の判断と規制のあり方

原子力施設の建設及び運転は国の許認可に基づいて実施される行為であり、その安全確保の一義的責任は事業者にある。すなわち、事業者は、その保安活動において、科学技術的知見に基づき第三者が設定した指針、基準、考え方に従い、安全が適切に確保できるかどうかの判断（「安全か否か」の判断）を自ら行う責任を担っている。事業者は、その責任を全うするために必要な能力を備えているとともに、それを社会から負託されるに足る信頼を得ていなければならない。そのような社会的信頼を得るためには、事業者の保安活動

が社会に対して常に開かれ、透明でなければならない。

国は、「安全か否か」に関する指針、基準、考え方を示し、それをもとに事業者の保安活動が適切に行われていることを監視・確認するとともに、国の示した指針、基準、考え方の適切さや国の監視・確認の結果について国民に対して説明責任を有する。この責任を十分に果たすためには、安全上の重要度に応じて指針、基準、考え方の範囲を明確化するとともに、監視・確認の方法もそれに依じて適正化することが重要である。

「安全か否か」に関する指針、基準、考え方に関し、公共の安全確保の観点から重要な事項については、法令等に基づき国が判断基準やその根拠を設定するとともに、その履行に関する確認・認証の責任を負う。一方、国の判断基準に基づく運用規定などを詳細に定める場合や、安全上の重要度が比較的低い事項については、学協会等によるいわゆる民間基準を活用するとともに、その認証もできるだけ民間の自己責任の下に行われることが重要である。

国が行う監視・確認に当たっては、国の定める基準が厳正に遵守されているかばかりでなく、民間基準に関する自主的保安活動が適切に実施されているかどうかを見るのが肝要である。すなわち、自主的保安活動は、事業者自らの責任の下に、適切な品質保証体制の下で行われる必要があり、この品質保証体制の適切さの判断、品質保証体制の遵守状況については、第三者によって監視されたものでなければならず、国は必要な監視・確認をする必要がある。そして、これらの監視・確認のプロセスは、情報公開等によりその透明性が確保される必要がある。

ここで、品質保証活動とは、事業者による自主的保安活動が必ずしも完全ではないこと、すなわちリスクをゼロにはできないことを暗黙のうちに前提としており、欠陥の発生を早期に検知し、大きな事故や故障につながらないようにするとともに、欠陥の発生を極小化する不断の努力を求めているところにその主たる眼目がある。国の監視・確認による規制においても、安全上の重要度やリスクに関する情報に基づき、検査の対象や方法等を定める規制の仕組み、すなわち、いわゆるリスク・インフォームド型の規制を考えることが重要であり、そのために必要な検討をすべきである。

原子力安全・保安部会の原子力安全規制法制検討小委員会の中間報告（案）（平成14年10月1日）では、事業者による自主点検の法的位置付けを「自主検査」として明確化しているが、上記の考え方を踏まえると、「自主検査」は以下のように運用されることが必要である。

まず安全規制行政庁が行う「自主検査」の審査においては、事業者の担う品質保証の下での自主検査体制に対する審査が重要である。法令に基づく技術基準を詳細に定めたとしても、事業者の自己判断が重要であることには変わりはない。今回の不正等の問題が事業者の自己判断の方法に問題があったことを踏まえると、再発防止の観点からは、品質保証についての審査は必須と考える。

同時に、事業者が自らの責任の下で判断を行う範囲を明確化することが必要である。徒に、国の規制による関与を増大させるのではなく、事業者責任の範囲を明確にすることが

責任ある安全確保体制の構築につながる。

今後、国の技術基準が性能規定（要求される性能を中心とした規定）化され、その際、事業者の自己判断が求められる範囲が拡大していく可能性があることを踏まえると、性能規定化の流れとの関係でも、上記の考え方は重要である。

一方、事業者に義務化される「自主検査」結果の記録・保存は、国が行う検査を、設備を特定せず抜き打ち的に行えるようにするために必要なものとする。

(2) 合理的な技術基準のあり方について

法令に基づく技術基準は、「安全か否か」の判断基準、すなわち安全確保のために必要な技術的要件を客観的に設定するものであり、最新の知見や技術が反映された合理的なものでなければならない。合理的な技術基準の整備等により、安全確保に対する各事業者の意欲を向上させる安全規制としていかなければならない。

これまでは、設計・建設時の技術基準が運転開始後の基準としても用いられていたが、米国等では許容欠陥評価についての研究成果等を運転継続のための判断基準に反映していたことを勘案すると、我が国では、最新の知見や技術が基準に必ずしも合理的に反映されていたとは言い難い。

原子力安全規制法制検討小委員会の中間報告（案）では、原子力発電施設の各設備、機器等にひび割れ等が検出されても、設備の健全性評価の結果を踏まえた上で、必要な対策を講じることができるようにしており、技術基準の合理化という観点から妥当なものであると考えられる。

また、技術基準の性能規定化は、最新の知見や技術の自主的反映を促すという点で有効であり、できるだけ早く性能規定化に向けた取組みが行われることが必要である。

技術基準は「公共の安全確保」の観点から定められるべきものである。したがって、原子力施設を構成する各設備について、「公共の安全確保」の観点から重要なものであるかどうかについてのリスク評価が行われ、技術基準を設けることが必要な設備がその評価結果に基づいて決定されることが望ましく、中期的な課題としての検討が期待される。

(3) 情報の公開と透明性

上記の考え方に従って行われた「安全判断」について、事業者及び国はそれぞれ独立に社会一般に対しての説明責任を負っている。この説明責任を果たす観点から、事業者及び国は関連する情報を公開し、その透明性を確保する必要がある。

情報の公開による透明性の確保は、事業者及び国による安全確保体制が適切に維持されているかどうかに関する監視の仕組みとして、最も重要な社会的なチェック機能を活用する観点から不可欠である。事業者は、原子力安全に係る保安活動に関する透明性を維持・向上し、これを徹底する日常的なシステムを構築する必要がある。そのためには、社会に対し保安活動に係る情報を日常的に発信することが重要であり、事業者は安全情報を発信する責任がある。一方、情報受信の同時性や公開情報の同一性を重視するあまり事業者の情報発信が妨げられることがないようにすることが重要であり、そのための社会的な理解

も必要である。

その際、事業者においては、規制の直接の対象となっていないような故障、トラブルなどの情報についても、原則的にすべて公開し、外部からの自由なアクセスを可能とするための自主的な取り組みが必要である。

同時に、国においても情報をできる限り速やかに公開し、規制の透明性を高め、それによって規制に対する信頼性を高めていく努力が不可欠である。

(4) 安全文化

原子力施設の安全は、常に現場の従事者に依存していることを忘れてはならない。そのために、現場の従事者が安全確保に邁進できる環境を整備することが安全確保の第一条件であり、再発防止対策に当たってはこれを基本とすべきである。その際、現場の従事者が常に高い士気と誇りを持って取組めるよう配慮すべきである。

今回の不正等の背景には、経営層も含めた組織全体において安全を最優先とする「安全文化」に係る問題がある。「安全文化」を維持・向上していく観点からは、現場の従事者から経営者までのあらゆるレベルでリスクに対する鋭い感性を保ち、「これでよいのか、これは何を意味するのかと常に問い直す批判精神、習慣」(Questioning Attitude)の重要性を認識し、行動に移すことが必要である。

このため、透明性の向上方策と併せて、組織全体として安全最優先という強い意志と責任感を維持すべき安全文化が、表層的なものとなっていないかを見直し、強固な安全文化を意識や行動に深く根付かせること(身体化)を進めていかなければならない。

(5) 申告制度

従業者が法令違反を指摘する申告制度は、事業者の自主保安活動に緊張感を与えるものであり、原子力の安全確保において、その社会的チェック機能の一つとしてこれを活用することは有効である。

今後、制度がより有効なものとなるように、申告者の保護を前提に、国が機動的かつ徹底した調査が行えるような制度設計を考えるべきである。

その際、現在の申告制度は原子炉等規制法において、法令に違反する事実があった場合に、原子力事業者の従業者は申告することができると規定されているが、工事計画認可・届出、使用前検査、定期検査等電気事業法の規定に違反する場合や、法令違反に該当しない事案が申告された場合、原子力事業者の従業者以外の者から申告された場合などについて、制度運用の面で留意する必要がある。

2. 原子力安全委員会としての行動

(1) 安全性の評価

今回の一連の事案については、当初明らかになったGeneral Electric International Inc. (GEI社)に係る件のみならず、その後判明した事案についても徹底した調査とその結果についての一層の情報公開が必要である。特に、再循環系配管のひび割れについては、

沸騰水型原子炉の圧力バウンダリを構成する重要な系統配管であり、また定期検査の対象となり得る部位であることから、その安全性の確認は慎重に行うことが必要である。

このため、事業者においては今回の事案に対する安全性の評価を適切に行う必要があるとともに、原子力安全・保安院においても、事業者が行った安全性の評価について、個別の事例も含めて、その妥当性につき関与すべきである。

原子力安全委員会としても、これらの諸活動が適切に行われていることについて厳正に確認していくこととする。

(2) 技術的能力に関する審査指針の策定

原子力安全委員会において原子炉等規制法に基づいて行うダブルチェックは、災害防止とともに、技術的能力の観点からも審査を実施している。原子力安全委員会では、技術的能力に関する審査指針策定に向け、品質保証活動も含めた審査項目の明確化等のための検討を原子力安全総合専門部会技術的能力検討分科会において実施している。

今回の不正等においては、品質保証体制が有効に機能していなかったことがその背景にあると考えられ、運転開始後の技術的能力の問題に関連がある。

このため、技術的能力に関する審査指針の検討において、安全審査段階での技術的能力が運転開始後も維持されているどうかをどのように考慮するかについて議論しつつ、本指針策定のための作業を加速するとともに、運転段階の技術的能力の維持・強化策について検討する。

(3) 後続規制に対する規制調査の見直し

原子力安全委員会は、原子力施設の設置許可後の建設段階及び運転段階の安全規制行政庁による安全規制を把握及び確認することを目的とした調査活動（規制調査）を実施してきている。

今回の一連の事案を踏まえ、今後の規制調査においては、事業者の自主保安活動の重要性に鑑み、「明確なルールの設定と適切な事業者の自己判断」が行い得るようになっていくことを確認することが重要である。また、「安全規制の透明性の向上と信頼性の確認」のためにも規制調査を実施することが重要である。

このような観点から、原子力安全委員会は、今後の規制調査のあり方を見直すこととする。特に、新たに導入が検討されている「自主検査」において事業者の自己責任が明確になる形で国の審査が実施されているかどうか等を確認するための調査や、「品質保証活動」に係る規制が適正に行われていることを確認するための調査を実施する方策について検討する。また、定期安全レビュー、高経年化対策等、安全規制上の共通的な重要事項を取り上げて調査を行う方策について検討する。

その際、原子力安全委員会は、安全規制行政庁からの説明に基づく調査分析のみならず、専門家による検討、海外事例の収集・分析、事業者からの聞き取り等多角的なアプローチの導入を図る。

(4) リスク・インフォームド型規制の導入のあり方に関する検討

我が国の原子力安全規制の重要度は、相対的に、安全設計・建設から安全運転にその比重が大きくなってきている。今後の安全規制を考えるに当たっては、その観点を考慮しなければならない。

安全運転の規制を実効的に行う観点からは、リスク情報に基づいて、設備の安全性能が維持される範囲を的確に把握し、その品質保証活動が適正に行われていることを監視・確認することが重要になる。

このようなリスク・インフォームド型の規制の考え方は、発電部門ばかりでなく核燃料サイクル部門においても有効と考えられ、我が国においても、その導入を具体的に考えるべき時機にきている。原子力安全委員会においては、各部門に共通する、その基本となるべき考え方の検討を開始する。

(5) 原子力安全の透明化と安全文化の醸成方策の検討

本件は東京電力における不正等に端を発しているが、単なる一事業者の組織的問題として捉えるべきではなく、全事業者に通じて安全確保活動の基盤となる原子力安全文化の問題でもある。

第一には、安全文化を深く根付かせていくために、情報公開による透明性の確保が欠かせない。このため、原子力安全委員会は、事業者及び安全規制行政庁による情報公開のあり方とその具体的方法について検討し、透明化に向け有効な方策を提示していく。

また、安全文化を醸成し身体化するに当たっては、事業者においては、現場従事者の安全第一という意志と責任感はもとより、組織全体の安全意識も強化していく必要があり、原子力安全委員会は、その強化策に関し、指標化も含めて具体的に検討を行い、提示していく。

東京電力(株)福島第一原子力発電所1号機における格納容器漏えい率検査の偽装について

平成14年10月25日
(原子力安全委員長談話)

東京電力(株)福島第一原子力発電所1号機で行われた定期検査において、原子炉格納容器の漏えい率検査に関して不正が行われたとのことであるが、この原子炉格納容器は、原子炉压力容器の外へ放射性物質が大量に放出されるような万一の事故が発生した場合に環境中への放出を抑制するための重要な機器であり、安全確保の根幹に関わる機器である。また、定期検査は、国が行う安全確認のうちで最も重要な手段である。したがって、本試験はこの定期検査の中でも、国の検査官が直接立ち会いで行うという、高度の厳密性が要求される試験である。

しかるに、本件は、原子力発電所の安全確保の一義的な責務を有する事業者である東京電力(株)が、国の定期検査を欺くことを意図して、検査を請け負った(株)日立製作所に対して不正を依頼するという、国の安全確保行為を欺くものであり、断じて許されないことである。

原子力安全委員会は本日、原子力安全・保安院より本件の状況について聴取したが、原子力安全・保安院においては、直ちに以下のことについて確認し、速やかに本委員会に対して報告を求める。

第一に、今回の案件に関して引き続き調査を行い、本件の全容が解明され次第、具体的データ等に基づき報告されたい。

第二に、東京電力(株)のその他の原子炉施設に対する格納容器漏えい率検査について、過去に本件と同様の不正がなかったかを確認し、その結果について報告されたい。また、これらの原子炉施設に対し今後行われる漏えい率検査の結果についても報告されたい。

第三に、東京電力(株)以外の電気事業者についても、格納容器漏えい率検査の確認結果を報告されたい。

原子力安全委員会としては、これら報告の結果について確認するとともに、予定されている福島第一原子力発電所1号機の漏えい率検査について、規制調査として現場に赴き、当該検査のチェックを行うこととしたい。

最後に、当委員会は、東京電力(株)の自主点検記録の不正問題に対し、その再発防止の基本的考え方と当委員会の今後の行動について、10月17日に決定したところである。このような状況において、本日、原子力安全・保安院より御報告いただいた本件は、意図的に

法律違反を行うという、これまでの一連の事案に比べて極めて悪質なものであり、言語道断という他はない。

東京電力(株)は、原子力発電事業を担う、我が国のリーディングカンパニーであるとともに、また、(株)日立製作所も我が国の重電機産業を担うリーディングカンパニーである。この両者ともが関与してこのような不正行為を行ったことは、誠に許しがたい。あらためて、それぞれが担う責任の重さを自覚し、原点に立ち帰って、安全確保への信頼回復に向け一から出直していただきたい。

また、原子力安全・保安院においても、このような不正を見抜くことができなかったことについて、率直に反省するとともに、10月17日の本委員会決定を真摯に受け止め、著しく損なわれた原子力安全に対する国民の信頼回復について、万全を期すこととされたい。

原子力安全の信頼の回復に関する勧告

平成14年10月28日
原子力安全委員会

原子力の研究開発利用は、政府が責任を持って取り組んでいる重要政策であり、安全確保が大前提であるが、昨今の原子力発電所における点検をめぐる不正等により、原子力安全に対する国民の信頼が著しく損なわれている。この状況を放置すれば、エネルギー供給の安定確保の面から、国民生活へ重大な影響が生じる可能性があり、由々しき事態である。原子力安全の信頼回復に向け、直面する困難を早急に克服し、現状を打破することが喫緊の課題である。

このため、個々の事案に関する原因究明とそれへの適切な対応を図ることは当然として、それらに共通する根源的原因の除去と再発防止の観点から、関係法令の改正等あらゆる手段を尽くして、抜本的対策を講じることが必要である。また、原子力発電所以外の原子力関連施設についても、それぞれの施設の特徴を踏まえつつ、適切な対応をとるべきである。

については、「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」第24条の規定に基づき、以下の通り、原子力安全への信頼の回復に関する勧告を行う。

当勧告は、これまでに明らかになった事実に基づくものであるが、今後とも、原子力安全委員会は、原子力安全規制体系のあり方を含め、原子力安全の強化策及びその信頼醸成策について、総合的かつ真摯に検討していく。

1．国と事業者の責任分担の明確化

原子力施設の安全確保は、設置許可を得ている事業者に第一義的責任があるため、事業者の安全確保への自主性と責任感が確立されていなければならない。国はこれを前提に、安全確保に係る事業者の判断の基準を明確に示すとともに、事業者の活動の細部にまで容喙、干渉するような過度の規制強化に陥ることなく、事業者による自己責任の明確化の観点から、事業者の保安活動が適切な品質保証体制の下で実施されていることを監査し、それを国民に対し説明する責任がある。最近の原子力発電所における不正等は事業者の自主性及び責任感が確立していないことを露呈したが、それは国と事業者との間の責任分担関係が不明確であったことが一因である。

このため、経済産業省においては、事業者によるいわゆる「自主点検」のあり方の明確化を図るなど、規制に係る法令等を見直すこと。また、国による監査機能の向上のため、原子力安全・保安院自身の検査能力を増進させるとともに、現行法上規定されている立入検査等の情報徴求手段の有効性を高めることなどを通じて、検査実施体制を抜本的に見直し、実効的な規制体制を確立すること。

2．運転段階の安全を重視した規制制度の整備

原子力安全に係る規制体系、法令、基準類は、時代とともに必要な改正が加えられてき

ているものの、施設や設備の安全設計と建設を主眼とする、開発の初期に作られた制度が、基本的にそのまま今日まで受け継がれている。しかしながら、我が国における原子力発電の現状及び将来を考えると、安全確保の重要性は、既存の設備の適切な維持管理による運転段階の安全確保へ相対的にその比重が移って来ている。

経済産業省においては、上記の情勢の変化を踏まえて、設備の安全な運転維持に関し適切な技術基準の策定に取り組むことともに、その運用に当たっても、検査の合理性と客観性を確保し、国民に対する説明責任を十分に果たし得る制度を整備すること。その際、常に、最新の技術的知見を反映できるようにすること。

3．情報公開と透明性の向上

情報公開による透明性の確保は、国及び事業者による安全確保活動が適切に実施されていることを社会的に監視する仕組みとして不可欠である。特に、公共の災害防止に関連する重要な情報は、テロ対策等のセキュリティ確保の観点から制限せざるを得ないものなどを除き、すべて国民に遅滞なく直接提供されなくてはならない。

この観点から、経済産業省においては、原子力安全に関する関係諸法令の運用を明確にし、それに関する情報を原則としてすべて開示することにより、規制の透明化を図り、規制に対する信頼性を高める努力を自ら講ずること。また、安全運転に係る透明性の強化のためには、国や地方公共団体の指導を待つまでも無く、事業者が自主的に情報発信することが最重要であるとの認識に立って、経済産業省は事業者に対し、規制の直接の対象とならない故障・トラブルなどに関する情報を含め、安全運転に係る情報の外部への恒常的発信を積極的に奨励すること。

また、原子力安全に対する社会的監視機能を持つ申告制度をより適切に活用する観点から、経済産業省においては、その調査能力を向上させるとともに、保守点検等に携わる関係事業者からの申告についての取扱いを含め、そのプロセスの透明性の確保に特段に留意すること。

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律並びに原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の改正に伴う原子力安全委員会の機能強化について

平成14年12月19日

原子力安全委員会

原子力安全委員会は、原子力発電所の検査・点検等の不正問題の再発防止に向けた国の抜本的取組の必要性に鑑み、本年10月29日、内閣総理大臣を通じて経済産業大臣に対し「原子力安全の信頼の回復に関する勧告」(以下、「信頼の回復に関する勧告」という)を行った。そこでは、「原子力安全の信頼確保に向け、直面する困難を早急に克服し、現状を打破することが喫緊の課題である」との認識に立ち、「関係法令の改正等あらゆる手段を尽くして、抜本的対策を講じることが必要である」ことを指摘した。具体的には、国と事業者の責任分担の明確化、運転段階の安全を重視した規制制度の整備、情報公開と透明性の向上、の三点に関する対策を講ずることを求めた。

政府は、本年11月5日に、事業者による自主検査に係る法律上の位置付けの明確化、設備の健全性評価の義務化等のための措置を盛り込んだ、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案並びに独立行政法人原子力安全基盤機構法案(以下、「政府原案」という)を閣議決定した。政府原案は、先の第155回臨時国会に提出され、国会審議の過程で本委員会のいわゆるダブルチェック機能を一層強化することを趣旨とする、以下の修正を経て可決成立し、昨日・公布された。すなわち、

政府原案においては、原子力施設に係る建設・運転に関する安全規制(以下、「後続規制」という)のうち主たるものの実施状況について、本委員会による監視・監査機能を強化すべく、規制行政庁に当該実施状況を本委員会へ毎年1回報告するよう義務付けていたが、これを四半期毎とするとともに、当該報告に関して本委員会が行う調査に対する協力を、原子力事業者等に義務化する。

また、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法を改正し、原子力事業者の従業者からの申告を、規制行政庁に加え、本委員会も受け付けることとするとともに、受けた申告案件について調査し、必要な措置を講ずることを関係行政機関へ勧告することができる、とされた。

本委員会においては、信頼の回復に関する勧告に対する対応策の出発点と言える政府原案が、さらに上記の修正を加えられた上、成立したことは、本委員会のダブルチェック機能に関する国民の付託の大きさを反映したのものとして重く受け止めるとともに、原子力安全確保への責任が一層増大したものと認識している。本委員会としては、この法律改正を受け、当面、規制行政庁が行う安全規制に対する監視・監査機能を強化するため、次の方針を定める。

原子力安全の確保のための規制については、その透明性の確保と国民への説明責任が最優先されるとの観点から、本法律改正により新たに規定された主たる後続規制の実施状況の報告に関しても、規制情報の迅速な公開を第一の原則として求めるとともに、客観的な立場から独自の調査・分析を行う。その際、調査分析の実効性と有効性の観点に立ち、安全上の重要性に照らした位置付けを行うとともに、建設・運転に関する安全規制のあり方を中心に、必要に応じ予め委員会としての意見や見解を示すなど、主体的に取り組む。

原子力事業者の従業者による申告制度については、原子力安全に対する社会的監視機能を有することに鑑み、本委員会として、原子力事業者及びその従業者に対し、同制度の趣旨及び手続きについて周知徹底を図る。また、同制度の運用に当たっては、申告者の保護を図りつつ、原子力安全を確保する上で有益な申告については、本委員会として調査し、必要な措置を講ずることを関係行政機関へ勧告するなど、本委員会として積極的に対処する。

今後とも、原子力安全委員会としては、原子力安全への信頼の回復を図っていくため、本法律改正の趣旨を踏まえ自らのダブルチェック機能を最大限果たすべく、必要な措置を講じるとともに、信頼の回復に関する勧告に示した事項のうち本法律改正以外の対応策についても随時報告を求め、対応策の内容を確認していく。さらに、国民の付託に応える観点から、必要に応じ、広く意見や見解を示すこととする。

原子力安全委員会の安全審査指針類

安全審査指針類	現行指針策定年月日*()内は当初策定日
指針類	
1. 発電用軽水型原子炉施設などに関するもの	
(1) 立地	
原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて	平成元年3月27日(昭和39年5月27日)
(2) 設計	
発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	平成13年3月29日(平成2年8月30日)
発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針	平成2年8月30日
発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	平成13年3月29日(昭和56年7月20日)
発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針	平成14年9月30日(昭和56年11月6日)
発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針	平成2年8月30日(昭和56年7月23日)
放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方	昭和56年9月28日
(3) 安全評価	
発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	平成13年3月29日(平成2年8月30日)
発電用加圧水型原子炉の炉心熱設計評価指針	平成12年8月28日(昭和63年4月21日)
軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針	平成4年6月11日(昭和56年7月20日)
発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象に関する評価指針	平成2年8月30日(昭和59年1月19日)
BWR・MARKI型格納容器圧力抑制系に加わる動荷重の評価指針	平成2年8月30日(昭和62年11月5日)
BWR・MARKII型格納容器圧力抑制系に加わる動荷重の評価指針	平成2年8月30日(昭和56年7月20日)
発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針	平成13年3月29日(昭和57年1月28日)
(4) 線量目標値	
発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針	平成13年3月29日(昭和50年5月13日)
発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針	平成13年3月29日(昭和51年9月28日)
発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針	平成13年3月29日(昭和53年9月29日)
2. 試験研究炉、高速増殖炉、新型転換炉、原子力船などに関するもの	
(1) 試験研究炉に関するもの	
水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針	平成13年3月29日(平成3年7月18日)
水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針	平成13年3月29日(平成3年7月18日)
(2) 高速増殖炉に関するもの	
高速増殖炉の安全性の評価の考え方	平成13年3月29日(昭和55年11月6日)
プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について	平成13年3月29日(昭和56年7月20日)
(3) 新型転換炉に関するもの	
新型転換炉実証炉の安全性の評価の考え方	平成2年8月30日(昭和63年6月9日)
(4) 原子力船に関するもの	
原子力船運航指針及びその適用に関する判断のめやすについて	平成元年3月27日(昭和45年11月12日)
(5) 解体・廃止措置に関するもの	
原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方	平成13年8月6日(昭和60年12月19日)
3. 核燃料サイクル施設に関するもの	
(1) 核燃料サイクル施設に関するもの	
核燃料施設安全審査基本指針	平成13年3月29日(昭和55年2月7日)
ウラン加工施設安全審査指針	平成13年3月29日(昭和55年12月22日)
特定のウラン加工施設のための安全審査指針	平成13年3月29日(平成12年9月25日)
ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針	平成14年4月11日
金属製乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵施設のための安全審査指針	平成14年10月3日
再処理施設安全審査指針	平成13年3月29日(昭和61年2月20日)
核燃料施設の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について	平成13年3月29日(昭和58年5月26日)
(2) 廃棄物に関するもの	
放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方	平成13年3月29日(昭和63年3月17日)
廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方	平成元年3月27日

安全審査指針類	現行指針策定年月日*()内は当初策定日
専門部会報告書等	
1. 原子力安全基準専門部会報告書	
ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設に対する仮想的な臨界事故の評価について	平成14年4月11日
使用済燃料中間貯蔵施設における金属製乾式キャスクとその収納物の長期健全性について	平成14年10月3日
2. 原子炉安全基準専門部会報告書	
(1) 設計	
発電用軽水型原子炉の燃料設計手法について	昭和63年5月12日
配管の破断に伴う「内部発生飛来物に対する設計上の考慮」について	平成4年3月26日
原子力発電所内の使用済燃料の乾式キャスク貯蔵について	平成13年3月29日(平成4年8月27日)
沸騰水型原子炉に用いられる9行9列型の燃料集合体について	平成6年3月3日
発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について	平成7年6月19日
改良型沸騰水型原子炉における混合酸化物燃料の全炉心装荷について	平成13年3月29日(平成11年6月28日)
(2) 安全評価	
「燃料被覆管は機械的に破損しないこと」の解釈の明確化について	平成2年8月30日(昭和60年7月18日)
軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価に用いる崩壊熱データについて	平成4年6月11日
発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象における燃焼の進んだ燃料の取扱いについて	平成10年4月13日
「プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価に必要なプルトニウムに関するめやす線量について」の適用方法などについて	平成13年3月29日(平成10年11月16日)
(3) 線量目標値	
発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について	平成13年3月29日(平成元年3月27日)
被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について	平成13年3月29日(平成元年3月27日)
(4) その他	
発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて	平成4年5月28日
3. 核燃料安全基準専門部会報告書	
ウラン加工施設に対する運転管理等における重要事項	平成12年9月25日
4. 放射性廃棄物安全規制専門部会報告書	
海外再処理に伴う返還廃棄物の安全性の考え方等について	平成13年3月29日(昭和62年8月27日)
5. 原子炉安全専門審査会内規	
(1) 設計	
沸騰水型原子炉に用いられる8行8列型の燃料集合体について	昭和49年12月25日
加圧水型原子炉に用いられる17行17列型の燃料集合体について	昭和51年2月16日
沸騰水型原子炉の炉心熱設計手法及び熱的運転制限値決定手法について	昭和51年2月16日
沸騰水型原子炉の炉心熱設計手法及び熱的運転制限値決定手法の適用について	昭和52年2月23日
原子力発電所の地質、地盤に関する安全審査の手引き	昭和53年8月23日
(2) 安全評価	
取替炉心検討会報告書	昭和52年5月20日
6. 防災・環境に係るもの	
(1) 防災に関するもの	
原子力施設等の防災対策について	平成13年6月11日(昭和55年6月30日)
緊急時環境放射線モニタリング指針	平成13年3月29日(昭和59年6月21日)
再処理施設周辺の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲について	平成13年3月29日(平成6年3月29日)
(2) 環境に関するもの	
環境放射線モニタリングに関する指針	平成13年3月29日(平成元年3月30日)

省庁再編後の関係省庁設置法等の条文

中央省庁等改革基本法（平成十年六月十二日法律第百三号）

（内閣府の組織の在り方）

第十二条

5 原子力委員会及び原子力安全委員会は、内閣府に置き、その機能を継続するものとする。

（経済産業省の編成方針）

第二十一条 経済産業省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

六 エネルギー政策について、次に掲げるところによること。

二 原子力の開発及び利用に関し、適切な方向付けを行うこと。

十二 原子力に関する技術開発について、学術研究及び科学技術に関するものは教育科学技術省が担うことを踏まえ、エネルギーとしての利用に関係するものを経済産業省が担うこと。

十三 原子力のエネルギーとしての利用に関係する安全の確保のための規制については、一次的には経済産業省が行い、二次的審査は、引き続き、原子力安全委員会が行うこと。

（教育科学技術省の編成方針）

第二十六条 教育科学技術省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

十 原子力に関する技術開発について、エネルギーとしての利用に関係するものは経済産業省が担うことを踏まえ、学術研究及び科学技術に関するものを教育科学技術省が担うこと。

内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

四十七 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

（設置）

第三十七条

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

原子力委員会	原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）及び 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十 十年法律第百八十八号）
原子力安全委員会	

原子力基本法（昭和三十年十二月十九日法律第百八十六号）

第二章 原子力委員会及び原子力安全委員会

（設置）

第四条 原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。

（任務）

第五条 原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項（安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く。）について企画し、審議し、及び決定する。

2 原子力安全委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年十二月十九日法律第百八十八号）

第一章 総則

（目的及び設置）

第一条 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。

第三章 原子力安全委員会

（所掌事務）

第十三条 原子力安全委員会（以下この章において「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること。
- 二 核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のための規制に関すること。
- 三 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。
- 四 放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関すること。
- 五 第一号から第三号までに掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項のうち、安全の確保のための規制に係るものに関すること。

第二十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

文部科学省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十六号）

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 六十六 原子力政策のうち科学技術に関するものに関すること。
- 六十七 原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他これに類する経費の配分計画に関すること。
- 六十八 原子力損害の賠償に関すること。

六十九 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

七十 試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除く。）並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

七十一 原子力の安全の確保のうち科学技術に関するものに関すること。

七十二 放射線による障害の防止に関すること。

七十三 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

第十八条 放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第二十四条 文部科学省に、地方支分部局として、原子力事務所を置く。

経済産業省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十九号）

（所掌事務）

第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

五十六 エネルギーに関する原子力政策に関すること。

五十七 エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発に関すること。

五十八 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び施設に関する安全の確保に関すること。

五十九 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関すること。

第十四条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、経済産業省に、次の外局を置く。

資源エネルギー庁

特許庁

第十八条 資源エネルギー庁に、総合資源エネルギー調査会を置く。

（原子力安全・保安院）

第二十一条 資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く。

2 原子力安全・保安院は、原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関とする。

3 原子力安全・保安院は、第四条第一項第五十八号から第六十号まで、第六十三号及び第六十五号に掲げる事務をつかさどる。

原子力施設の事象の国際評価尺度 (International Nuclear Event Scale)

レベル	基 準			評価例		
	所外への影響	所内への影響	深層防護の劣化			
事故	7: 深刻な事故	放射性物質の重大な外部放出 : ヨウ素131等価で数万テラベクレル以上の放射性物質の外部放出			チェルノブイリ原子力発電所事故 1986 - 旧ソ連	
	6: 大事故	放射性物質のかなりの外部放出 : ヨウ素131等価で数千から数万テラベクレル相当の放射性物質の外部放出				
	5: 所外へリスクを伴う事故	放射性物質の限定的な外部放出 : ヨウ素131等価で数百から数千テラベクレル相当の放射性物質の外部放出	原子炉の炉心や放射性物質障壁の重大な損傷			スリーマイル島原子力発電所事故 1979 - アメリカ
	4: 所外への大きなリスクを伴わない事故	放射性物質の少量の外部放出 : 法定限度を超える程度 (数mSv) の公衆被ばく	原子炉の炉心や放射性物質障壁のかなりの損傷 / 従業員の致死量被ばく			ウラン加工工場臨界事故 1999 - 日本
異常な事象	3: 重大な異常事象	放射性物質の極めて少量の外部放出 : 法定限度の10分の1を超える程度 (10分の数mSv) の公衆被ばく	所内の重大な放射性物質による汚染 / 急性の放射線障害を生じる従業員被ばく	深層防護の喪失		旧動燃アスファルト固化処理施設火災爆発事故 1997 - 日本
	2: 異常事象		所内のかなりの放射性物質による汚染 / 法定の年間線量当量限度を超える従業員被ばく	深層防護のかなりの劣化		美浜発電所 2号機伝熱管損傷事故 ^(注) 1991 - 日本
	1: 逸脱			運転制限範囲から逸脱		浜岡発電所 1号機配管破断事故(暫定値) 2001 - 日本
尺度以下	0: 尺度以下	安全上重要ではない事象		0+ 安全に影響を与え得る事象 0- 安全に影響を与えない事象		
	評価対象外	安全性に関係しない事象				

(注) INESの正式運用開始(平成4年8月1日)以前に発生したもので、公式に評価されたものではない。

公開ヒアリング開催実績

1. 第1次公開ヒアリング開催実績一覧

対象施設	開催年月日	開催場所	当該市町村	陳述人	傍聴人 (一般)	炉型・出力
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所 2、5号炉	S55.12.4(木)	新潟県柏崎市 柏崎市武道館	柏崎市、刈羽村、長岡市、越路町、出雲崎町、高柳町、小国町、西山町、大島村、柿崎町、吉川町	20名	294名 (252名)	BWR. 各110万kW
中国電力㈱ 島根原子力発電所 2号炉	S56.1.28(水)	島根県八束郡鹿島町 鹿島町立武道館	鹿島町、松江市、島根町	20名	273名 (231名)	BWR. 82万kW
東北電力㈱ 巻原子力発電所 1号炉	S56.8.28(金)	新潟県西蒲原郡巻町 巻町営体育館	巻町、新潟市、岩室村、吉田町、西川町、潟東町、中之口町	20名	369名 (312名)	BWR. 82.5万kW
北海道電力㈱ 泊発電所 1、2号炉	S56.12.9(水)	北海道古宇郡泊村 旧泊中学校体育館	泊村、共和町、岩内町、神恵内村	20名	295名 (246名)	PWR. 各57.9万kW
九州電力㈱ 玄海原子力発電所 3、4号炉	S57.7.16(金)	佐賀県唐津市 唐津市都市青年の家 体育館	玄海町、唐津市、鎮西町、呼子町、肥前町	24名	427名 (360名)	PWR. 各118万kW
四国電力㈱ 伊方発電所 3号炉	S57.11.18(木)	愛媛県西宇和郡伊方町 町見体育館	伊方町、八幡浜市、保内町、瀬戸町、三崎町	24名	608名 (507名)	PWR. 89万kW
関西電力㈱ 大飯発電所 3、4号炉	S59.11.16(金)	福井県大飯郡大飯町 総合町民福祉センター	大飯町、小浜市、名田庄村、高浜町、綾部市	24名	415名 (360名)	PWR. 各118万kW
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所 3、4号炉*1	S60.1.10(木) ~2.8(金)		柏崎市、刈羽村、長岡市、越路町、出雲崎町、高柳町、小国町、西山町、大島村、柿崎町、吉川町	73名 (意見提出)		BWR. 各110万kW
中部電力㈱ 浜岡原子力発電所 4号炉	S61.8.5(火)	静岡県小笠郡浜岡町 浜岡町町民会館	浜岡町、御前崎町、相良町、小笠町、大東町	25名	529名 (450名)	BWR. 113.7万kW
北陸電力㈱ 能登原子力発電所 1号炉	S61.9.3(水)	石川県羽咋郡志賀町 志賀町文化福祉会館	志賀町、羽咋市、富来町、田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿西町	20名	428名 (370名)	BWR. 54万kW
東北電力㈱ 女川原子力発電所 2号炉	S61.12.2(火)	宮城県牡鹿郡女川町 女川町総合体育館	女川町、石巻市、河北町、雄勝町、牡鹿町	20名	321名 (273名)	BWR. 82.5万kW
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所 6、7号炉	S62.11.29(日)	新潟県新潟市 新潟県庁	柏崎市、刈羽村、長岡市、越路町、出雲崎町、高柳町、小国町、西山町、大島村、柿崎町、吉川町	14名	189名 (162名)	ABWR. 135.6万kW
東北電力㈱ 女川原子力発電所 3号炉	H5.11.25(火)	宮城県牡鹿郡女川町 女川町総合体育館	女川町、石巻市、河北町、雄勝町、牡鹿町	20名	350名 (294名)	BWR. 82.5万kW
東北電力㈱ 東通原子力発電所 1号炉	H8.4.17(水)	青森県下北郡東通村 東通村体育館	東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村	24名	320名 (240名)	BWR. 110万kW
北陸電力㈱ 志賀原子力発電所 2号炉	H8.11.21(木)	石川県羽咋郡志賀町 能登ロイヤルホテル	志賀町、羽咋市、富来町、田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿西町	20名	357名 (279名)	ABWR. 135.8万kW
中部電力㈱ 浜岡原子力発電所 5号炉	H8.12.18(水)	静岡県小笠郡浜岡町 浜岡町町民会館	浜岡町、御前崎町、相良町、大東町、小笠町	20名	553名 (470名)	ABWR. 138万kW
中国電力㈱ 島根原子力発電所 3号炉	H10.11.11(水)	島根県八束郡鹿島町 鹿島町町民会館	鹿島町、松江市、島根町	20名	294名 (250名)	ABWR. 137.3万kW
電源開発㈱ 大間原子力発電所	H10.12.17(木)	青森県下北郡大間町 北通り総合文化センター「ウイング」	大間町、風間浦村、佐井村、大畑町	21名	305名 (250名)	ABWR. 138.3万kW
北海道電力㈱ 泊発電所3号炉	H11.6.2(水)	北海道古宇郡泊村 泊村公民館	泊村、共和町、岩内町、神恵内村	24名	328名 (266名)	PWR. 91.2万kW
中国電力㈱ 上関原子力発電所 1、2号炉	H12.10.31(火)	山口県熊毛郡上関町 上関町民体育館	上関町、柳井市、平生町	20名	453名 (400名)	ABWR 各137.3万kW
日本原子力発電㈱ 敦賀発電所 3、4号炉	H14.2.22(金)	福井県敦賀市 敦賀市民文化センター	敦賀市、今庄町、河野村、美浜町、余呉町、西浅井町、マキノ町	20名	986名 (800名)	APWR 各153.8万kW

2. 第2次公開ヒアリング開催実績一覧

対象施設	開催年月日	開催場所	当該市町村	陳述人	傍聴人 (一般)	炉型・出力
関西電力㈱ 高浜発電所 3、4号炉	S55.1.17(木)	福井県高浜町立中央センター	高浜町、大飯町、舞鶴市、綾部市	16名	156名 (120名)	PWR. 87万kW
東京電力㈱ 福島第二原子力発電所 3、4号炉	S55.2.14(木)	福島県福島市蒲田町 卸町総合センター	富岡町、大熊町、楢葉町、川内村、 その他県内(10%)	20名	312名 (230名)	BWR. 110万kW
九州電力㈱ 川内原子力発電所 2号炉	S55.7.17(木)	鹿児島県川内市市民会館	川内市、阿久根市、串木野市、東郷町、 樋脇町、里村、上甕村、下甕村、鹿島 村	20名	872名 (800名)	PWR. 89万kW
日本原子力発電㈱ 敦賀発電所 2号炉	S55.11.20(木)	福井県敦賀市 敦賀市民文化センター	敦賀市、美浜町、河野村、今庄町、西 浅井町、マキノ町、余呉町	20名	869名 (800名)	PWR. 116万kW
中部電力㈱ 浜岡原子力発電所 3号炉	S56.3.19(木)	静岡県浜岡町町民会館	浜岡町、小笠町、大東町、御前崎町、 相良町	21名	702名 (650名)	BWR. 110万kW
動力炉・核燃料開発事 業団 高速増殖原型炉 もんじゅ	S57.7.2(金)	福井県敦賀市敦賀市民 文化センター	敦賀市、美浜町、河野村、今庄町、西 浅井町、マキノ町、余呉町	20名	934名 (800名)	FBR. 28万kW
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所 2、5号炉*2	S58.1.23(日)	新潟県庁	柏崎市、刈羽村、長岡市、越路町、出 雲崎町、高柳町、小国町、西山町、大 島村、柿崎町、吉川町	28名	/	BWR. 110万kW
中国電力㈱ 島根原子力発電所 2号炉	S58.5.13(金) 14(土)	島根県立武道館	鹿島町、島根町、松江市	32名	698名 (516名)	BWR. 82万kW
北海道電力㈱ 泊発電所 1、2号炉	S58.12.22(木) 23(金)	北海道古宇郡 旧泊中学校体育館	泊村、共和町、岩内町、神恵内村	27名	296名 (209名)	PWR. 57.9万kW
九州電力㈱ 玄海原子力発電所 3、4号炉	S59.6.18(月)	佐賀県唐津市都市青年 の家体育館	玄海町、唐津市、鎮西町、呼子町、肥 前町	13名	353名 (255名)	PWR. 118万kW
四国電力㈱ 伊方発電所 3号炉	S60.10.4(金)	愛媛県西宇和郡伊方町 町見体育館	伊方町、八幡浜市、保内町、瀬戸町、 三崎町	16名	359名 (264名)	PWR. 89万kW
関西電力㈱ 大飯発電所 3、4号炉*2	S61.11.11(火)	福井県大飯郡大飯町 トレーニングセンター	大飯町、小浜町、名田庄村、高浜町、 綾部市	13名	/	PWR. 118万kW
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所 3、4号炉*1	S62.1.16(金)	/	柏崎市、刈羽村、越路町、西山町、小 国町、吉川町、柿崎町、大島村、長岡 市、高柳町、出雲崎町	31名	/	BWR. 各110万kW
中部電力㈱ 浜岡原子力発電所 4号炉*2	S63.1.26(火)	静岡県原子力広報研修 センター	浜岡町、小笠町、相良町、大東町、御 前崎町	8名	/	BWR. 113.7万kW
北陸電力㈱ 能登原子力発電所 1号炉	S63.2.24(水)	石川県志賀町文化福祉 会館	志賀町、羽咋市、富来町、田鶴浜町、 鳥屋町、中島町、鹿西町	16名	418名 (320名)	BWR. 54万kW
東北電力㈱ 女川原子力発電所 2号炉	S63.8.25(木)	宮城県女川町総合体育 館	女川町、石巻市、牡鹿町、河北町、雄 勝町	17名	376名 (280名)	BWR. 82.5万kW
日本原燃産業㈱ 六ヶ所低レベル放射性 廃棄物貯蔵センター	H24.2.6(木)	青森県六ヶ所村立総合 体育館	六ヶ所村、三沢市、野辺地町、横浜町、 上北町、東北町、東通村、その他県内	16名	570名 (477名)	/
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所 6、7号炉	H26.3(日)	新潟県庁	柏崎市、刈羽村、長岡市、越路町、出 雲崎町、高柳町、小国町、西山町、大 島村、柿崎町、吉川町	16名	230名 (203名)	ABWR. 135.6万kW

対象施設	開催年月日	開催場所	当該市町村	陳述人	傍聴人 (一般)	炉型・出力
日本原燃サービス㈱ 六ヶ所事業所 廃棄物管理の事業 再処理の事業	H3.10.30(水)	青森県六ヶ所村立総合 体育館	六ヶ所村、三沢市、野辺地町、横浜町、 上北町、東北町、東通村、その他県内	16名	627名 (508名)	
東北電力㈱ 女川原子力発電所 3号炉	H7.8.24(木)	宮城県女川町総合体育 館	女川町、牡鹿町、石巻市、河北町、雄 勝町	16名	378名 (280名)	BWR. 82.5万kW
東北電力㈱ 東通原子力発電所 1号炉	H9.11.27(木)	青森県下北郡東通村体 育館	東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村	17名	445名 (176名)	BWR. 110万kW
中部電力㈱ 浜岡原子力発電所 5号炉	H10.6.4(木)	静岡県小笠郡浜岡町 町民会館	浜岡町、御前崎町、相良町、大東町、 小笠町	18名	456名 (314名)	ABWR. 138万kW
北陸電力㈱ 志賀原子力発電所 2号炉	H10.10.16(金)	石川県羽咋郡 能登ロイヤルホテル	志賀町、羽咋市、富来町、田鶴浜町、 鳥屋町、中島町、鹿西町	18名	264名 (157名)	ABWR. 135.8万kW
北海道電力㈱ 泊原子力発電所 3号炉	H14.11.29(金)	北海道古宇郡 泊村 泊村公民館	神恵内村、泊村、岩内町、共和町	17名 (1名欠席)	248名 (155名)	PWR. 91.2万kW

(参考)

	第1次公開ヒアリング	第2次公開ヒアリング
主 催 者	経済産業省	原子力安全委員会
説 明 者	施設設置者	経済産業省
参 酌 する 対 象 事 項	新增設する原子力施設に係る諸問題	新增設する原子力施設に係る安全性
ヒアリングの公表形式	・公開ヒアリングの結果の概要を公表 ・意見等の参酌状況を公表	・公開ヒアリング状況報告書を終了後可及的速やかに 公表 ・意見等の参酌状況を原子力安全委員会が行政庁に答 申する際に公表

*1文書による意見聴取 *2「地元意見を聴く会」を開催

平成13年度の放射線業務従事者の線量当量

平成13年度 実用発電用原子炉施設における放射線業務従事者の線量当量分布

発電所名	放射線業務従事者の区分	線量当量分布(人)											合計	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)	
		5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超える					
日本原子力発電㈱ 東海発電所	社員	293	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	293	0.01	0.0	3.76
	その他	1,044	15	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1,066	0.27	0.3	15.48
	合計	1,337	15	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1,359	0.28	0.2	15.48
日本原子力発電㈱ 東海第二発電所	社員	310	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	312	0.16	0.5	7.86
	その他	1,978	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,986	0.65	0.3	7.08
	合計	2,288	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,298	0.82	0.4	7.86
日本原子力発電㈱ 敦賀発電所	社員	354	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	356	0.16	0.5	5.92
	その他	3,387	135	23	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3,547	3.43	1.0	15.27
	合計	3,741	137	23	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3,903	3.59	0.9	15.27
東北電力㈱ 女川原子力発電所	社員	437	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	437	0.05	0.1	1.6
	その他	2,122	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,131	0.55	0.3	8.8
	合計	2,559	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,568	0.60	0.2	8.8
東京電力㈱ 福島第一原子力発電所	社員	864	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	872	0.67	0.8	12.3
	その他	7,356	1,106	463	219	0	0	0	0	0	0	0	0	9,144	24.52	2.7	20.0
	合計	8,220	1,112	465	219	0	0	0	0	0	0	0	0	10,016	25.18	2.5	20.0
東京電力㈱ 福島第二原子力発電所	社員	529	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	530	0.18	0.3	5.4
	その他	5,783	109	42	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5,937	3.55	0.6	16.5
	合計	6,312	110	42	3	0	0	0	0	0	0	0	0	6,467	3.73	0.6	16.5
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所	社員	926	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	930	0.44	0.5	7.0
	その他	6,191	214	52	3	0	0	0	0	0	0	0	0	6,460	4.96	0.8	17.7
	合計	7,117	218	52	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7,390	5.40	0.7	17.7
中部電力㈱ 浜岡原子力発電所	社員	740	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	745	0.37	0.5	6.9
	その他	3,601	294	99	12	0	0	0	0	0	0	0	0	4,006	5.90	1.5	17.9
	合計	4,341	299	99	12	0	0	0	0	0	0	0	0	4,751	6.27	1.3	17.9
北陸電力㈱ 志賀原子力発電所	社員	294	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	294	0.07	0.2	2.7
	その他	1,577	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,611	0.89	0.6	9.0
	合計	1,871	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,905	0.97	0.5	9.0
中国電力㈱ 島根原子力発電所	社員	377	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	379	0.23	0.6	7.5
	その他	2,186	278	212	148	0	0	0	0	0	0	0	0	2,824	9.05	3.2	20.0
	合計	2,563	280	212	148	0	0	0	0	0	0	0	0	3,203	9.28	2.9	20.0
北海道電力㈱ 泊発電所	社員	358	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	358	0.06	0.2	4.1
	その他	1,623	18	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,646	1.07	0.6	12.4
	合計	1,981	18	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,004	1.12	0.6	12.4
関西電力㈱ 美浜発電所	社員	447	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	448	0.12	0.3	6.4
	その他	2,698	159	80	19	0	0	0	0	0	0	0	0	2,956	4.13	1.4	18.5
	合計	3,145	160	80	19	0	0	0	0	0	0	0	0	3,404	4.25	1.2	18.5
関西電力㈱ 高浜発電所	社員	487	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	491	0.14	0.3	6.6
	その他	3,177	172	16	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3,367	3.85	1.1	16.3
	合計	3,664	176	16	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3,858	3.99	1.0	16.3
関西電力㈱ 大飯発電所	社員	508	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	514	0.21	0.4	6.9
	その他	3,487	253	52	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3,794	4.91	1.3	18.6
	合計	3,995	259	52	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4,308	5.12	1.2	18.6
四国電力㈱ 伊方発電所	社員	374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	374	0.12	0.3	5.0
	その他	2,121	187	54	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2,364	3.51	1.5	16.4
	合計	2,495	187	54	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2,738	3.62	1.3	16.4
九州電力㈱ 玄海原子力発電所	社員	468	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	468	0.06	0.1	2.2
	その他	3,055	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,103	1.96	0.6	9.8
	合計	3,523	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,571	2.02	0.6	9.8
九州電力㈱ 川内原子力発電所	社員	244	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	247	0.08	0.3	7.4
	その他	1,756	127	21	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1,906	2.52	1.3	15.9
	合計	2,000	130	21	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2,153	2.59	1.2	15.9
合計	社員	8,010	36	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,048	3.13	0.4	12.30
	その他	53,142	3,166	1,124	416	0	0	0	0	0	0	0	0	57,848	75.72	1.3	20.00
	合計	61,152	3,202	1,126	416	0	0	0	0	0	0	0	0	65,896	78.83	1.2	20.00

平成13年度 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉施設における放射線業務従事者の線量当量分布

施設名	放射線業務従事者の区分	線量当量分布(人)											合計	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)	
		5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超える					
核燃料サイクル開発機構 新型転換炉ふげん発電所	社員	188	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	197	0.18	0.9	15.0
	その他	1,551	75	19	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,648	1.78	1.1	15.9
	合計	1,739	82	21	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,845	1.96	1.1	15.9
核燃料サイクル開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	社員	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240	0.00	0.0	0.1
	その他	714	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	714	0.00	0.0	0.0
	合計	954	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	954	0.00	0.0	0.0
合計	社員	428	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	437	0.18	0.4	15.0
	その他	2,265	75	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,362	1.78	0.8	15.9
	合計	2,693	82	21	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2,799	1.96	0.7	15.9

平成13年度 加工施設における放射線業務従事者の線量当量分布

施設名	放射線業務従事者の区分	線量当量分布(人)											合計	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)	
		5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超える					
㈱グローバル ニュークリア・フュエル・ ジャパン	社員	335	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	335	0.10	0.3	4.0
	その他	234	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	234	0.00	0.0	0.3
	合計	569	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	569	0.10	0.2	4.0
三菱原子燃料㈱	社員	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	278	0.11	0.4	3.9
	その他	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0.03	0.4	3.2
	合計	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0.14	0.4	3.9
原子燃料工業㈱ 東海事業所	社員	217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	217	0.06	0.3	2.3
	その他	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	118	0.00	0.0	0.6
	合計	335	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	335	0.06	0.2	2.3
原子燃料工業㈱ 熊取事業所	社員	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	245	0.06	0.2	2.6
	その他	178	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178	0.01	0.1	1.8
	合計	423	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	423	0.07	0.2	2.6
核燃料サイクル開発機構 人形峠環境技術センター	社員	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0.00	0.0	0.1
	その他	239	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	239	0.01	0.0	1.2
	合計	315	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315	0.01	0.0	1.2
日本原燃㈱ 濃縮・埋設事業所 (加工施設)	社員	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0.00	0.0	0.6
	その他	458	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	458	0.01	0.0	1.1
	合計	648	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	648	0.01	0.0	1.1
合計	社員	1,341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,341	0.33	0.2	4.0
	その他	1,304	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,304	0.06	0.0	3.2
	合計	2,645	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,645	0.39	0.1	4.0

平成13年度 再処理施設における放射線業務従事者の線量当量分布

施設名	放射線業務従事者の区分	線量当量分布(人)											合計	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)	
		5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超える					
核燃料サイクル開発機構 東海事業所 (再処理施設)	社員	565	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	565	0.05	0.1	3.2
	その他	2,047	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,051	0.23	0.1	6.3
	合計	2,612	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,616	0.28	0.1	6.3
日本原燃㈱ 再処理施設 (再処理施設)	社員	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	277	0.00	0.0	0.6
	その他	938	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	938	0.06	0.1	3.2
	合計	1,215	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,215	0.06	0.0	3.2
合計	社員	842	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	842	0.05	0.1	3.2
	その他	2,985	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,989	0.29	0.1	6.3
	合計	3,827	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,831	0.34	0.1	6.3

平成13年度 廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設における放射線業務従事者の線量当量分布

施設名	放射線業務従事者の区分	線量当量分布(人)											合計	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)	
		5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超える					
日本原燃㈱ 廃棄物埋設施設 (廃棄物埋設施設)	社員	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0.00	0.0	0.0
	その他	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107	0.00	0.0	0.0
	合計	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	171	0.00	0.0	0.0
日本原燃㈱ 廃棄物管理施設 (廃棄物管理施設)	社員	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0.00	0.0	0.1
	その他	341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	341	0.00	0.0	0.0
	合計	501	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	501	0.00	0.0	0.1
日本原子力研究所 東海研究所 (廃棄物埋設施設)	社員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.0	0.0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.0	0.0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.0	0.0
日本原子力研究所 大洗研究所 (廃棄物管理施設)	社員	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0.00	0.1	0.7
	その他	291	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	291	0.03	0.1	1.9
	合計	311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	311	0.03	0.1	1.9
合計	社員	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	244	0.00	0.0	0.7
	その他	739	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	739	0.03	0.0	1.9
	合計	983	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	983	0.03	0.0	1.9

平成13年度 放射線業務従事者の線量当量（試験研究用原子炉及び研究開発段階炉（発電の用に供するものを除く。））

事業所名	区分	放射線業務従事者の線量当量分布（人）							平成13年度			平成12年度			
		5mSv以下	5mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下		20mSvを超え 25mSv以下		25mSvを超え 50mSv以下	50mSv を超えるもの	放射線 業務 従事者 計（人）	総線量 当量 （人mSv）	平均 線量 当量 （mSv）	放射線 業務 従事者 計（人）	総線量 当量 （人mSv）	平均 線量 当量 （mSv）
				15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	15mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 50mSv以下								
日本原子力研究所	東海研究所	所員	342	0	0	0	0	0	0	342	16	0.0	349	19	0.1
		所員外	1,990	0	0	0	0	0	0	1,990	52	0.0	2,152	80	0.0
		計	2,332	0	0	0	0	0	0	2,332	68	0.0	2,501	100	0.0
	大洗研究所	所員	161	0	0	0	0	0	0	161	1	0.0	170	1	0.0
		所員外	567	0	0	0	0	0	0	567	0	0.0	772	1	0.0
		計	728	0	0	0	0	0	0	728	1	0.0	942	1	0.0
	むつ事業所	所員	28	0	0	0	0	0	0	28	0	0.0	28	0	0.0
		所員外	46	0	0	0	0	0	0	46	0	0.0	24	0	0.0
		計	74	0	0	0	0	0	0	74	0	0.0	52	0	0.0
核燃料サイクル開発機構 大洗工学センター	所員	148	5	0	0	0	0	0	153	61	0.4	160	125	0.8	
	所員外	954	54	0	0	0	0	0	1,008	923	0.9	986	1,661	1.7	
	計	1,102	59	0	0	0	0	0	1,161	984	0.8	1,146	1,806	1.6	
東京大学大学院 工学系研究科附属 原子力工学研究施設	所員	46	0	0	0	0	0	0	46	1	0.0	41	0	0.0	
	所員外	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0	
	計	47	0	0	0	0	0	0	47	1	0.0	42	0	0.0	
京都大学 原子炉実験所	所員	138	0	0	0	0	0	0	138	11	0.1	141	6	0.0	
	所員外	54	0	0	0	0	0	0	54	6	0.1	36	1	0.0	
	計	192	0	0	0	0	0	0	192	17	0.1	177	7	0.0	
立教大学 原子力研究所	所員	8	0	0	0	0	0	0	8	0	0.0	9	1	0.1	
	所員外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	計	8	0	0	0	0	0	0	8	0	0.0	9	1	0.1	
武蔵野工業大学 原子力研究所	所員	17	0	0	0	0	0	0	17	0	0.0	22	0	0.0	
	所員外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	
	計	17	0	0	0	0	0	0	17	0	0.0	22	0	0.0	
近畿大学 原子力研究所	所員	48	0	0	0	0	0	0	48	2	0.0	45	1	0.0	
	所員外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	計	48	0	0	0	0	0	0	48	2	0.0	45	1	0.0	
(株) 東 芝	研究炉管理センター	所員	28	0	0	0	0	0	0	28	0	0.0	19	0	0.0
		所員外	46	0	0	0	0	0	0	46	0	0.0	17	0	0.0
		計	74	0	0	0	0	0	0	74	0	0.0	36	0	0.0
原子力技術研究所	所員	17	0	0	0	0	0	0	17	0	0.0	15	1	0.1	
	所員外	29	0	0	0	0	0	0	29	0	0.0	2	0	0.1	
	計	46	0	0	0	0	0	0	46	0	0.0	17	2	0.1	
(株)日立製作所 電力・電機開発研究所 王禅寺分室	所員	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0.0	4	0	0.0	
	所員外	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0.0	5	0	0.0	
	計	11	0	0	0	0	0	0	11	0	0.0	9	0	0.0	
日立エンジニアリング(株) 王禅寺事業所	所員	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0.0	3	0	0.0	
	所員外	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0.0	0	0	0.0	
	計	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0.0	3	0	0.0	
総計	所員	988	5	0	0	0	0	0	993	92	0.1	1,006	154	0.2	
	所員外	3,698	54	0	0	0	0	0	3,752	981	0.3	3,995	1,763	0.4	
	計	4,686	59	0	0	0	0	0	4,745	1,073	0.2	5,001	1,917	0.4	

(注) 本表の見方は次のとおりである。

- (1) 「所員」は、当該事業所の職員等を示し、「所員外」は請負業者等を表す。
- (2) 「総線量当量」については、小数点以下第1位を四捨五入して集計した。「0」は、0.5人mSv未満を示す。
- (3) 「平均線量当量」については、小数点以下第2位を四捨五入して集計した。「0.0」は、0.05人mSv未満を示す。

平成13年度 放射線業務従事者の線量当量（核燃料使用施設）

放射線業務従事者の区分	放射線業務従事者の線量当量分布								平成11年度				
	5mSv以下	5mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	15mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 50mSv以下	50mSv を超えるもの	放射線業務 従事者 計(人)	総線量 当量 (人mSv)	平均線量 当量 (mSv)	放射線業務 従事者 計(人)	総線量 当量 (人mSv)	平均線量 当量 (mSv)
【使用（政令16条の2）施設】													
1. 核燃料サイクル開発機構 東海事業所 （プルトニウム燃料第1開発室等）	自社員	543	0	0	0	0	0	543	45	0.1	562	48	0.1
	他社員	2,768	0	0	0	0	0	2,768	583	0.2	2,446	395	0.2
	計	3,311	0	0	0	0	0	3,311	628	0.2	3,008	443	0.1
2. 核燃料サイクル開発機構 大洗工学センター （照射燃料試験施設等）	自社員	88	0	0	0	0	0	88	8	0.1	90	4	0.0
	他社員	492	0	0	0	0	0	492	31	0.1	577	24	0.0
	計	580	0	0	0	0	0	580	39	0.1	667	28	0.0
3. 核燃料サイクル開発機構 人形峠環境技術センター （濃縮工学施設等）	自社員	121	0	0	0	0	0	121	0	0.0	65	0	0.0
	他社員	623	0	0	0	0	0	623	7	0.0	475	0	0.0
	計	744	0	0	0	0	0	744	8	0.0	540	1	0.0
4. 日本原子力研究所 東海研究所 （ホットラボ等）	自社員	201	0	0	0	0	0	201	13	0.1	212	22	0.1
	他社員	657	0	0	0	0	0	657	123	0.2	616	136	0.2
	計	858	0	0	0	0	0	858	136	0.2	828	157	0.2
5. 日本原子力研究所 大洗研究所 （燃料研究棟等）	自社員	78	0	0	0	0	0	78	3	0.0	84	4	0.0
	他社員	361	0	0	0	0	0	361	7	0.0	339	31	0.1
	計	439	0	0	0	0	0	439	10	0.0	423	35	0.1
6. 東北大学 金属材料研究所附属 材料試験炉利用施設	自社員	30	0	0	0	0	0	30	7	0.2	29	2	0.1
	他社員	145	0	0	0	0	0	145	12	0.1	153	5	0.0
	計	175	0	0	0	0	0	175	19	0.1	182	7	0.0
7. 東京工業大学 核燃料貯蔵管理室	自社員	6	0	0	0	0	0	6	0	0.0	4	0	0.0
	他社員	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0
	計	6	0	0	0	0	0	6	0	0.0	4	0	0.0
8. 放射線医学総合研究所 （内部被ばく実験棟）	自社員	60	0	0	0	0	0	60	2	0.0	80	0	0.0
	他社員	122	0	0	0	0	0	122	0	0.0	145	0	0.0
	計	182	0	0	0	0	0	182	2	0.0	225	0	0.0
9. 原子燃料工業㈱ 東海製造所 （1）	自社員	(217)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(217)	(58)	(0.3)	(226)	(27)	(0.1)
	他社員	(118)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(118)	(2)	(0)	(150)	(3)	(0.0)
	計	(335)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(335)	(60)	(0.2)	(376)	(30)	(0.1)
10. (財)核物質管理センター 東海保障措置センター	自社員	45	0	0	0	0	0	45	1	0.0	41	0	0.0
	他社員	24	0	0	0	0	0	24	0	0.0	38	0	0.0
	計	69	0	0	0	0	0	69	1	0.0	79	0	0.0
11. 日本核燃料開発㈱ （NFDホットラボ施設）	自社員	54	0	0	0	0	0	54	58	1.1	47	44	0.9
	他社員	180	0	0	0	0	0	180	156	0.9	132	50	0.4
	計	234	0	0	0	0	0	234	213	0.9	179	94	0.5
12. ニュークリア・ デベロップメント㈱	自社員	53	0	0	0	0	0	53	13	0.2	51	15	0.3
	他社員	178	0	0	0	0	0	178	64	0.4	121	24	0.2
	計	231	0	0	0	0	0	231	77	0.3	172	39	0.2
13. ㈱東芝 原子力技術研究所	自社員	20	0	0	0	0	0	20	0	0.0	52	0	0.0
	他社員	25	0	0	0	0	0	25	0	0.0	40	0	0.0
	計	45	0	0	0	0	0	45	0	0.0	92	0	0.0
14. 京都大学 原子炉実験所	自社員	138	0	0	0	0	0	138	11	0.1	141	6	0.0
	他社員	54	0	0	0	0	0	54	6	0.1	36	1	0.0
	計	192	0	0	0	0	0	192	17	0.1	177	7	0.0
15. 産業技術総合研究所 つくば中央第二事業所	自社員	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0	3	0	0.0
	他社員	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0
	計	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0	3	0	0.0
16. 東京大学大学院 工学系研究科附属 原子力工学研究施設	自社員	46	0	0	0	0	0	46	1	0.0	41	0	0.0
	他社員	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0	1	0	0.0
	計	47	0	0	0	0	0	47	1	0.0	42	0	0.0
小計	自社員	1,486	0	0	0	0	0	1,486	162	0.1	1,502	145	0.1
	他社員	5,630	0	0	0	0	0	5,630	989	0.2	5,119	666	0.1
	計	7,116	0	0	0	0	0	7,116	1,151	0.2	6,621	811	0.1

1 原子燃料工業㈱東海事業所は、政令16条の2に定める核燃料物質の使用施設の他、加工事業にも該当しており、放射線業務従事者は、加工事業者と重複計上されているので、小計から差し引いてある。

(注) 表の見方は次のとおりである。

(1) 本資料は、「放射線業務従事者の線量分布」、「総線量」及び「平均線量」について、使用者（政令16条の2に定める核燃料物質の使用施設に係るものに限る。）を対象として、「所員」及び「所員外」に区分し、集計した。

(2) 「所員」は、当該事業所の所員等を示し、「所員外」は請負事業者等を示す。

(3) 「総線量」については、小数点以下第1位を四捨五入して集計した。「0」は、0.5人・mSv未満を示す。

(4) 「平均線量」については、小数点以下第2位を四捨五入して集計した。「0.0」は、0.05人・mSv未満を示す。

我が国の原子力発電所立地地点

平成14年12月末現在

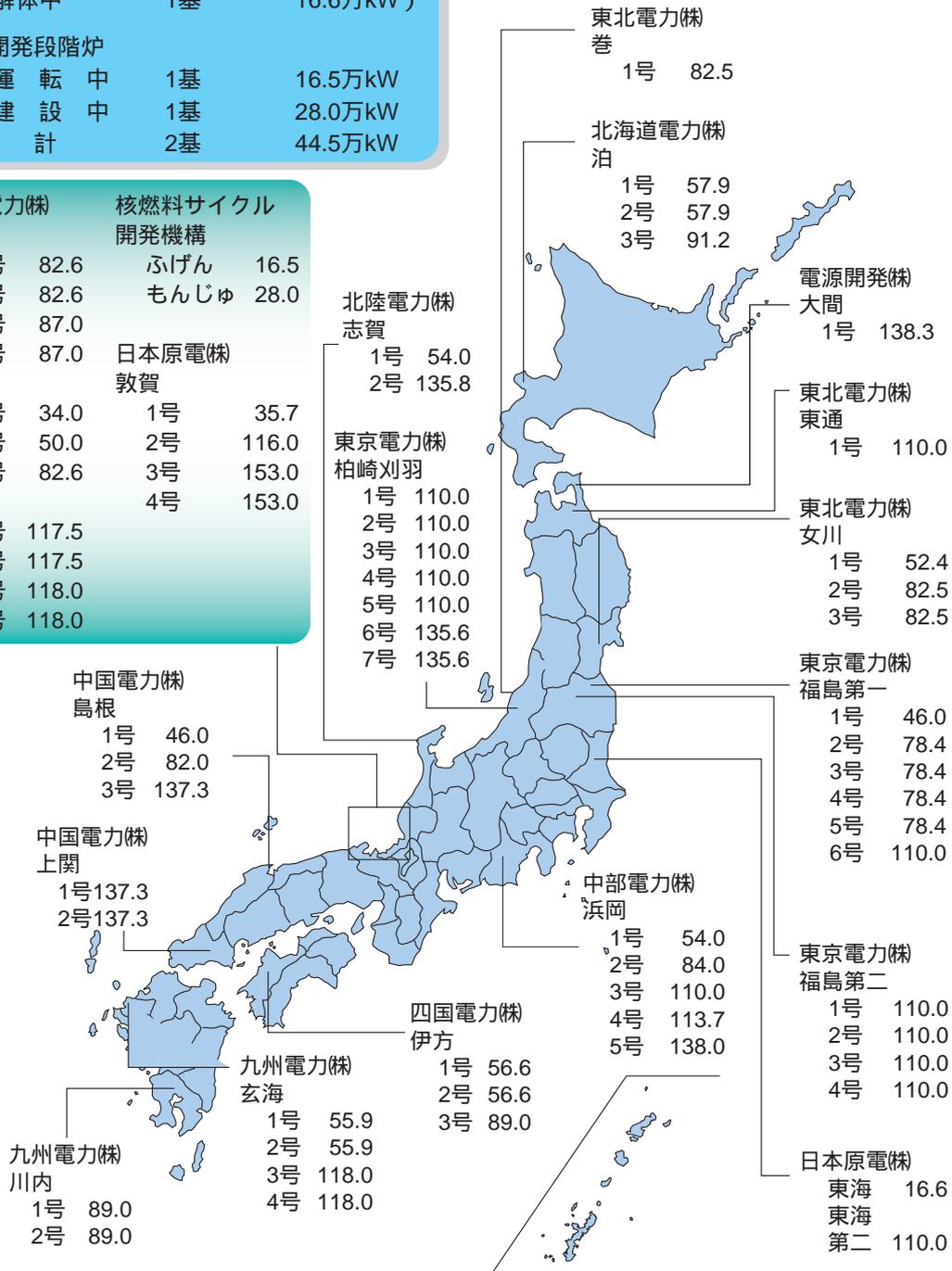
実用発電用原子炉

運 転 中	52基	4574.2万kW
建 設 中	3基	383.8万kW
建設準備中	8基	1029.9万kW
計	63基	5987.9万kW
(解体中	1基	16.6万kW)

研究開発段階炉

運 転 中	1基	16.5万kW
建 設 中	1基	28.0万kW
計	2基	44.5万kW

関西電力(株)		核燃料サイクル 開発機構	
高浜		ふげん	16.5
1号	82.6	もんじゅ	28.0
2号	82.6		
3号	87.0		
4号	87.0		
美浜		日本原電(株)	
1号	34.0	敦賀	35.7
2号	50.0	2号	116.0
3号	82.6	3号	153.0
大飯		4号	153.0
1号	117.5		
2号	117.5		
3号	118.0		
4号	118.0		

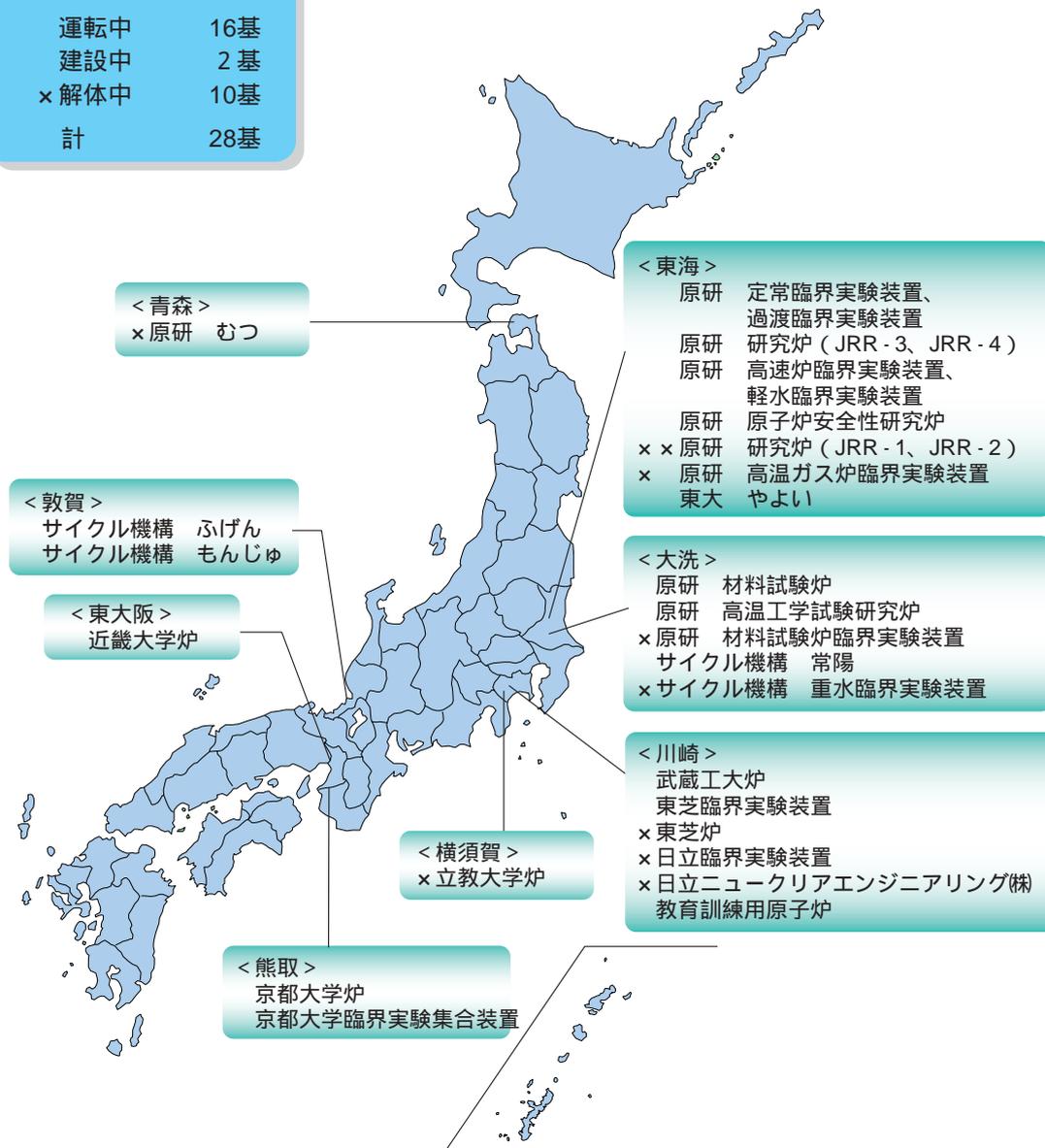


試験研究用及び研究開発段階にある原子炉施設立地地点

平成14年12月末現在

原子炉施設

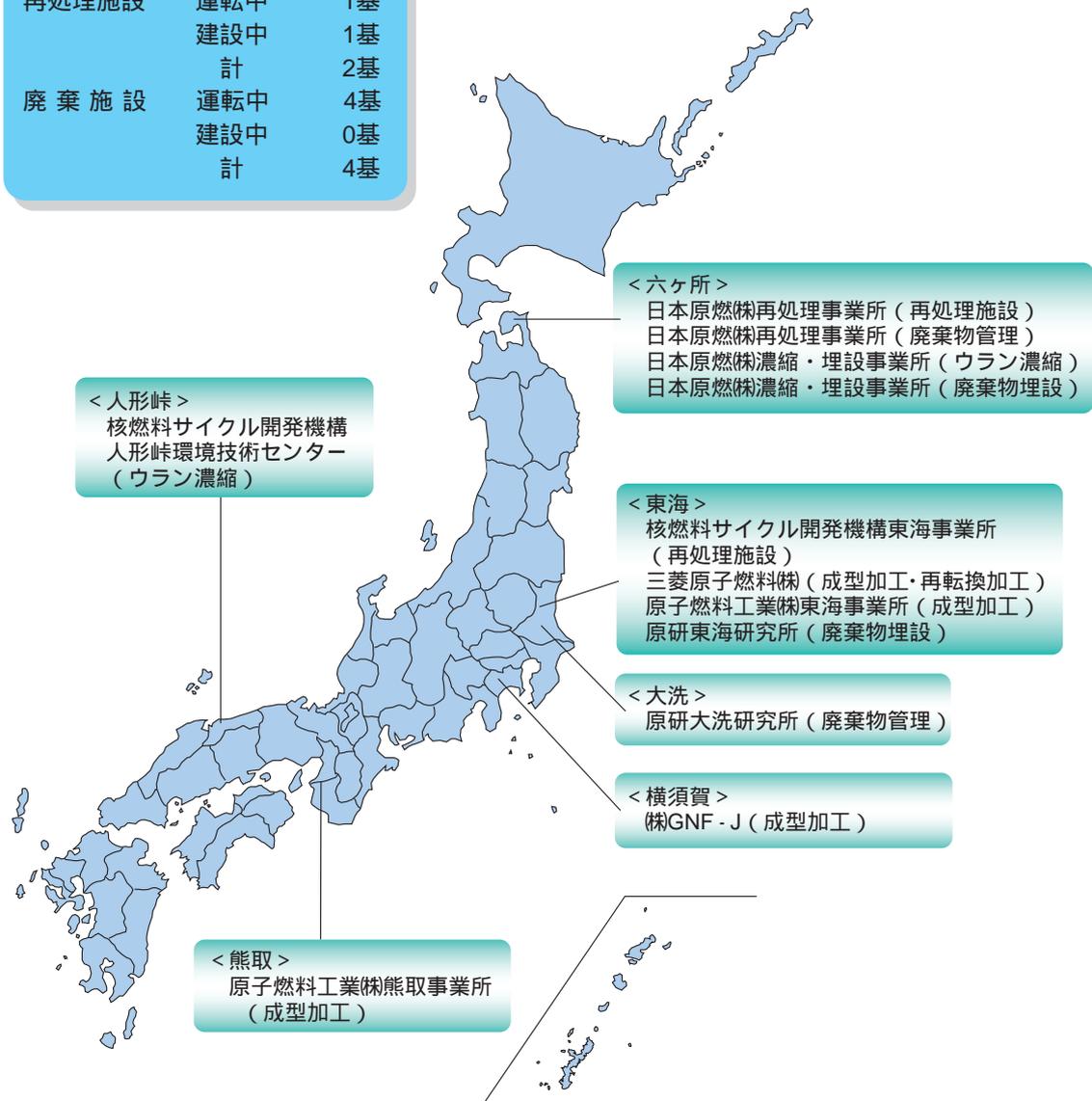
運転中	16基
建設中	2基
× 解体中	10基
計	28基



核燃料施設（加工施設、再処理施設及び廃棄施設）立地地点

平成14年12月末現在

加工施設	運転中	6基
	建設中	0基
	計	6基
再処理施設	運転中	1基
	建設中	1基
	計	2基
廃棄施設	運転中	4基
	建設中	0基
	計	4基



（注）製錬施設、使用済燃料の貯蔵施設は現在存在しない。

我が国の原子力発電所の運転・管理状況（電気事業用）

（平成14年12月末日現在）

設置者名	発電所名 (設備番号)	所在地	炉型	出力 (万kW)	第一次公開 ヒアリング 開催年月日	電源開発 調整審議会 決定年月	設置許可 申請年月日	原子力安全 委員会諮問 年月日	第二次公開 ヒアリング 年月日	原子力 安全委員会 答申年月日	原子炉 設置許可 年月日	第一回工事 計画認可 年	運転開始	
													年月日	
日本原子力発電㈱	東海第二 敦賀(1号) " (2号)	茨城県那珂郡東海村 福井県敦賀市 "	BWR	110.0		1971-12	1971-12-21				1972-12-23	1973-4	1978-11-28	
			"	35.7		1965-5	1965-10-11				1966-4-22	1967-2	1970-3-14	
北海道電力㈱	泊(1号) " (2号)	北海道古宇群泊村 "	PWR	57.9	1981-12-9	1982-3	1982-6-11	1983-10-4	1983-12-22,23	1984-6-4	1984-6-14	1984-8	1989-6-22	
			"	57.9	1981-12-9	1982-3	1982-6-11	1983-10-4	1983-12-22,23	1984-6-4	1984-6-14	1984-8	1991-4-12	
東北電力㈱	女川原子力(1号) " (2号) " (3号)	宮城県牡鹿郡女川町、牡鹿村 " "	BWR	52.4		1970-5	1970-5-30				1970-12-10	1971-5	1984-6-1	
			"	82.5	1986-12-2	1987-3	1987-4-18	1988-5-10	1988-8-25	1989-2-9	1989-2-28	1989-6	1995-7-28	
			"	82.5	1993-11-25	1994-3	1994-5-24	1995-4-28	1995-8-24	1996-3-25	1996-4-12	1996-9	2002-1-30	
東京電力㈱	福島第一原子力(1号) " (2号) " (3号) " (4号) " (5号) " (6号)	福島県双葉郡大熊町、双葉町 " " " " "	BWR	46.0		1966-4	1966-7-1				1966-12-1	1967-9	1971-3-26	
			"	78.4		1967-12	1967-9-18				1968-3-29	1969-5	1974-7-18	
			"	78.4		1969-5	1969-7-1					1970-1-23	1970-10	1976-3-27
			"	78.4		1971-6	1971-8-5					1972-1-13	1972-5	1978-10-12
			"	78.4		1971-2	1971-2-22					1971-9-23	1971-12	1978-4-18
			"	110.0		1971-12	1971-12-21					1972-12-12	1973-3	1979-10-24
	福島第二原子力(1号) " (2号) " (3号)	福島県双葉郡富岡町、楢葉町 " "	BWR	110.0		1972-6	1972-8-28				1974-4-30	1975-8	1982-4-20	
			"	110.0		1975-3	1976-12-21				1978-6-26	1979-1	1984-2-3	
			"	110.0		1977-3	1978-8-16	1979-11-26	1980-2-14	1980-7-28	1980-8-4	1980-11	1985-6-21	
	柏崎刈羽原子力(1号) " (2号) " (3号) " (4号) " (5号) " (6号) " (7号)	新潟県柏崎市、刈羽郡刈羽村 " " " " " " "	BWR	110.0		1978-7	1978-8-16	1979-11-26	1980-2-14	1980-7-28	1980-8-4	1980-11	1985-8-25	
			"	110.0		1974-7	1975-3-20				1977-9-1	1978-11	1985-9-18	
			"	110.0	1980-12-4	1981-3	1981-5-11	1982-6-21	1983-1-23	1983-4-25	1983-5-6	1983-8	1990-9-28	
			"	110.0	1984-10-31,12-10	1985-3	1985-4-11	1986-4-21	1986-11-28,12-1	1987-3-26	1987-4-9	1987-6	1993-8-11	
			"	110.0	1984-10-31,12-10	1985-3	1985-4-11	1986-4-21	1986-11-28,12-1	1987-3-26	1987-4-9	1987-6	1994-8-11	
			"	110.0	1980-12-4	1981-3	1981-5-11	1982-6-21	1983-1-23	1983-4-25	1983-5-6	1983-8	1990-4-10	
			"	135.6	1987-11-29	1988-3	1988-5-23	1990-2-23	1990-6-3	1991-5-9	1991-5-15	1991-8	1996-11-7	
			"	135.6	1987-11-29	1988-3	1988-5-23	1990-2-23	1990-6-3	1991-5-9	1991-5-15	1991-8	1997-7-2	
中部電力㈱	浜岡原子力(1号) " (2号) " (3号) " (4号)	静岡県小笠郡浜岡町 " " "	BWR	54.0		1969-5	1970-5-22				1970-12-10	1971-2	1976-3-17	
			"	84.0		1972-2	1972-9-29				1973-6-9	1973-9	1978-11-29	
			"	110.0		1978-10	1978-12-18	1980-12-12	1981-3-19	1981-10-29	1981-11-16	1982-6	1987-8-28	
			"	113.7	1986-8-5	1986-10	1986-11-15	1987-10-2	1988-1-26	1988-7-14	1988-8-10	1988-10	1993-9-3	
北陸電力㈱	志賀原子力(1号)	石川県羽咋郡志賀町	BWR	54.0	1986-9-3	1986-12	1987-1-26	1987-11-25	1988-2-24	1988-8-8	1988-8-22	1988-11	1993-7-30	
関西電力㈱	美浜(1号) " (2号) " (3号)	福井県三方郡三浜町 "	PWR	34.0		1966-4	1966-6-13				1966-12-1	1967-8	1970-11-28	
			"	50.0		1967-12	1967-11-28				1968-5-10	1968-12	1972-7-25	
	高浜(1号) " (2号) " (3号) " (4号)	福井県大飯郡高浜町 " " "	"	82.6		1971-6	1971-7-12				1972-3-13	1972-7	1976-12-1	
			"	82.6		1969-5	1969-5-24				1969-12-12	1970-4	1974-11-14	
			"	82.6		1970-5	1970-5-29				1970-11-25	1971-2	1975-11-14	
			"	87.0		1978-3	1978-4-6	1979-11-26	1980-1-17	1980-7-28	1980-8-4	1980-11	1985-1-17	
	大飯(1号) " (2号) " (3号) " (4号)	福井県大飯郡大飯町 " " "	"	87.0		1978-3	1978-4-6	1979-11-26	1980-1-17	1980-7-28	1980-8-4	1980-11	1985-6-5	
			"	117.5		1970-10	1971-1-23				1972-7-4	1972-10	1979-3-27	
			"	117.5		1970-10	1971-1-23				1972-7-4	1972-11	1979-12-5	
			"	118.0	1984-11-16	1985-1	1985-2-15	1986-2-26	1986-11-11	1987-1-29	1987-2-10	1987-3	1991-12-18	
中国電力㈱	島根原子力(1号) " (2号)	島根県八束郡鹿島町 " "	BWR	46.0		1969-5	1969-5-26				1969-11-13	1970-2	1974-3-29	
			"	82.0	1981-1-28	1981-3	1981-8-18	1982-11-9	1983-5-13,14	1983-9-12	1983-9-22	1984-2	1989-2-10	
四国電力㈱	伊方(1号) " (2号) " (3号)	愛媛県西宇和郡伊方町 " "	PWR	56.6		1972-2	1972-5-8				1972-11-29	1973-4	1977-9-30	
			"	56.6		1975-3	1975-5-30				1977-3-30	1977-12	1982-3-19	
			"	89.0	1982-11-18	1983-3	1984-5-24	1985-7-16	1985-10-4	1986-5-1	1986-5-26	1986-8	1994-12-15	

	設置者名	発電所名 (設備番号)	所在地	炉型	出力 (万KW)	第一次公開 ヒアリング 開催年月日	電源開発 調整審議会 決定年月	設置許可 申請年月日	原子力安全 委員会諮問 年月日	第二次公開 ヒアリング 年月日	原子力 安全委員会 答申年月日	原子炉 設置許可 年月日	第一回工事 計画認可 年月	運転開始 年月日
運転中	九州電力㈱	玄海原子力(1号)	佐賀県東松浦郡玄海町	PWR	55.9		1970 - 5	1970 - 5 - 30				1970 - 12 - 10	1971 - 3	1975 - 10 - 15
		"(2号)	"	"	55.9		1974 - 7	1974 - 8 - 27				1976 - 1 - 23	1976 - 5	1981 - 3 - 30
		"(3号)	"	"	118.0	1982 - 7 - 16	1982 - 9	1982 - 10 - 19	1983 - 11 - 30	1984 - 6 - 18	1984 - 10 - 4	1984 - 10 - 12	1985 - 3	1994 - 3 - 18
		"(4号)	"	"	118.0	1982 - 7 - 16	1982 - 9	1982 - 10 - 19	1983 - 11 - 30	1984 - 6 - 18	1984 - 10 - 4	1984 - 10 - 12	1985 - 3	1997 - 7 - 25
		川内原子力(1号)	鹿児島県川内市	"	89.0		1976 - 3	1976 - 4 - 15				1977 - 12 - 17	1978 - 11	1984 - 7 - 4
		"(2号)	"	"	89.0		1978 - 7	1978 - 8 - 10	1980 - 4 - 30	1980 - 7 - 17	1980 - 12 - 11	1981 - 3	1985 - 11 - 28	
	小計			(52基)	4574.2									
建設中	東北電力㈱	東通原子力(1号)	青森県下北郡東通村	BWR	110.0	1996 - 4 - 17	1996 - 7	1996 - 8 - 30	1997 - 9 - 5	1997 - 11 - 27	1998 - 8 - 3	1998 - 8 - 31	1998 - 12	2005 - 7 (予定)
	中部電力㈱	浜岡原子力(5号)	静岡県小笠郡浜岡町	ABWR	138.0	1996 - 12 - 18	1997 - 3	1997 - 4 - 15	1998 - 2 - 25	1998 - 6 - 4	1998 - 12 - 14	1998 - 12 - 25	1999 - 3	2005 - 1 (予定)
	北陸電力㈱	志賀原子力(2号)	石川県羽咋郡志賀町	ABWR	135.8	1996 - 11 - 21	1997 - 3	1997 - 5 - 20	1998 - 4 - 8	1998 - 10 - 16	1999 - 3 - 29	1999 - 4 - 14	1999 - 8	2006 - 3 (予定)
		小計			(3基)	383.8								
建設準備中	日本原電㈱	敦賀(3号)	福井県敦賀市	PWR	153.0									
		"(4号)	"	"	155.0									
	北海道電力㈱	泊(3号)	北海道古宇郡泊村	PWR	91.2	1999 - 6 - 2	2000 - 10	2000 - 11 - 15	2002 - 8 - 26	2002 - 11 - 22		申請中		2008 - 12 (予定)
	東北電力㈱	巻原子力	新潟県西蒲原郡巻町	BWR	82.5	1981 - 8 - 28	1981 - 11	1982 - 1 - 25				申請中		2012年度(予定)
	中国電力㈱	島根原子力(3号)	島根県八束郡鹿島町	ABWR	137.3	1998 - 11 - 11	2000 - 8	2000 - 10 - 4				申請中		2010 - 3 (予定)
		上関原子力(1号)	山口県熊毛郡上関町	"	137.3	2000 - 10 - 31	2001 - 5							2012年度(予定)
	"(2号)	"	"	137.3	2000 - 10 - 31	2001 - 5							2015年度(予定)	
	電源開発㈱	大間原子力	青森県下北郡大間町	ABWR	138.3	1998 - 12 - 17	1999 - 8	1999 - 9 - 8				申請中		2009 - 7 (予定)
	小計			(8基)	1029.9									
	合計			(63基)	5,987.9									

【解体中の原子力発電所(電気事業用)】

	設置者名	発電所名	所在地	炉型	出力 (万KW)	第一次公開 ヒアリング 開催年月日	電源開発 調整審議会 決定年月	設置許可 申請年月日	原子力安全 委員会諮問 年月日	第二次公開 ヒアリング 年月日	原子力 安全委員会 答申年月日	原子炉 設置許可 年月日	第一回工事 計画認可 年月	運転開始 年月日
解体中	日本原子力発電㈱	東海	茨城県那珂郡東海村	GCR	16.6		1959 - 12	1959 - 3 - 16				1959 - 12 - 14	1961 - 3	1966 - 7 - 25

(参考)

	設置者名	発電所名	所在地	炉型	出力 (万KW)	第一次公開 ヒアリング 開催年月日	電源開発 調整審議会 決定年月	設置許可 申請年月日	原子力安全 委員会諮問 年月日	第二次公開 ヒアリング 年月日	原子力 安全委員会 答申年月日	原子炉 設置許可 年月日	第一回工事 計画認可 年月	運転開始 年月日
運転中	核燃料サイクル 開発機構	ふげん	福井県敦賀市	ATR (原子炉)	16.5			1970 - 3 - 2				1970 - 11 - 30	1971 - 8	1979 - 3 - 20
建設中		もんじゅ	"	FBR (原子炉)	28.0			1980 - 12 - 10	1982 - 5 - 14	1982 - 7 - 2	1983 - 4 - 25	1983 - 5 - 27	1985 - 9	1994 - 4 - 5 (臨界)

(注) 建設準備中とは、電源開発調整審議会で決定したが、第一回工事計画認可はまだ受けてないものをいう。

試験研究用炉及び研究開発段階にある原子炉施設一覧表

原子炉（臨界実験装置を除く）

（平成14年2月末現在）

	設置者名	名称	所在地	炉型	熱出力 （電気出力）	原子炉設置 許可年月日	着工年月	運転開始年月
運 転 中	日本原子力研究所	JRR - 3	茨城県那珂郡東海村	低濃縮ウラン軽水減速冷却プール型	20MW	S59.12.19(改造)	S60. 8	H 2. 3
		JRR - 4	"	濃縮ウラン軽水減速冷却スイミングプール型	3.5MW	S37. 4. 7	S37. 1	S40. 1
		NSRR (原子炉安全性 研究炉)	"	濃縮ウラン燃料水素化ジルコニウム減速非均質型(スイミングプール円環炉心定出力パルス両用炉)	定出力時 300kW パルス運転時 23,000MW	S48. 3.27	S48. 6	S50. 6
		JMTR (材料試験炉)	茨城県東茨城郡大洗町	濃縮ウラン軽水減速軽水冷却タンク型	50MW	S40. 7.23	S40. 3	S43. 3
		HTTR (高温工学試験 炉)	"	低濃縮二酸化ウラン被覆粒子燃料黒鉛減速ヘリウムガス冷却型	30MW	H 2.11.22	H 3. 1	H10.11
	核燃料サイクル開発機構	高速実験炉 「常陽」	茨城県東茨城郡大洗町	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、ナトリウム冷却高速中性子	MK - 炉心 75MW	S45. 2.12	S45. 7	S53.10
		新型転換炉 「ふげん」	福井県敦賀市明神町	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、重水減速沸騰軽水冷却型	MK - 炉心 100MW MK - 炉心 140MW 557MW (165MWe)	S53. 9.20 H 7. 9.28	S57. 1 H 9. 9	S58. 8 S54. 3
	近畿大学	近畿大学研究用 原子炉 (UTR-KIPKI)	大阪府東大阪市小若江	濃縮ウラン軽水減速黒鉛反射非均質型	1 W	S35. 8.12	S35.11	S36.11
	五島育英会	武蔵工業大学研究用 原子炉 (武蔵工大炉)	神奈川県川崎市麻生区 (王禅寺)	濃縮ウラン、水素化ジルコニウム及び軽水減速軽水減速冷却非均質型 (TRIGA-)	100kW	S34.10. 7	S35.11	S38.11
	京都大学	京都大学研究用 原子炉 (KUR)	大阪府泉南郡熊取町	濃縮ウラン軽水減速軽水冷却非均質型	5MW	S37. 3.15	S38. 4	S39. 6
	東京大学	東京大学原子炉 (弥生)	茨城県那珂郡東海村	濃縮ウラン空気冷却型高速炉	2kW	S43.12.12	S44. 9	S47. 7
小 計					11基			

	設置者名	名称	所在地	炉型	熱出力 (電気出力)	原子炉設置 許可年月日	着工年月	臨界年月	
建設中	核燃料サイクル開発機構	高速増殖原型炉 「もんじゅ」	福井県敦賀市白木	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、 ナトリウム冷却高速中性子型	714MW (280MWe)	S58. 5.27	S60.10	H 6. 4.	
									小計
								合計	12基

臨界実験装置

	設置者名	名称	所在地	炉型	熱出力 (電気出力)	原子炉設置 許可年月日	着工年月	臨界年月
運転中	日本原子力研究所	TCA (軽水臨界実験装置)	茨城県那珂郡東海村	濃縮ウラン・プルトニウム燃料軽水減速型	200W	S36. 9.29	S36. 4	S37. 8
		FCA (高速炉臨界実験装置)	” ” ”	濃縮ウラン・プルトニウム燃料水平二分割型	2kW	S40. 9.20	S40. 7	S42. 4
		STACY (定常臨界実験装置)	” ” ”	ウラン・プルトニウム燃料タンク型 (定出力型)	200W	S63.10. 7	H元. 3	H 7. 2
		TRACY (過渡臨界実験装置)	” ” ”	ウラン溶液燃料タンク型(定出力・過渡出力両用型)	定出力運転時 10kW 過渡出力運転時 5000MW	S63.10. 7	H元. 3	H 7.12
	(株)東芝	NCA (東芝臨界実験装置)	神奈川県川崎市川崎区 (浮島)	低濃縮ウラン軽水減速非均質型	200W	S37. 7.24	S38. 4	S38.12
	京都大学	京都大学臨界実験装置 (KUCA)	大阪府泉南郡熊取町	濃縮ウラン非均質型 (軽水減速及び固体減速)	0.1kW 短時間最大 1kW	S47. 8.24	S49. 3	S49. 8
								小計

他に、解体中の原子炉及び臨界実験装置として、以下のものがある。

- ・日本原子力研究所(東海研究所) : JRR- 1、JRR- 2、VHTRC(高温ガス炉臨界実験装置)
- ・日本原子力研究所(大洗研究所) : JMTRC(材料試験炉臨界実験装置)
- ・日本原子力研究所(むつ事業所) : 原子力第一船原子炉(むつ)
- ・核燃料サイクル開発機構(大洗工学センター) : DCA(重水臨界実験装置)
- ・日立エンジニアリング(株) : 日立エンジニアリング教育訓練用原子炉(HTR)
- ・日立製作所(株) : 日立臨界実験装置(OCF)
- ・(株)東芝 : 東芝教育訓練用原子炉(TTR- 1)
- ・立教学院 : 立教炉(TRIGA-)

核燃料加工施設一覧

(平成14年12月末現在)

事業所名	所在地	許可年月	濃縮度	年間最大処理能力	処理方法
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	神奈川県横須賀市	1968.8	5%以下	750トンU	棒状加工 (沸騰水型軽水炉用)
三菱原子燃料(株)	茨城県那珂郡東海村	1972.1	5%以下	440トンU 475トンU	棒状加工 (加圧水型軽水炉用) 転換加工 (加圧水型軽水炉用)
原子燃料工業(株) 東海事業所	茨城県那珂郡東海村	1978.9	5%以下	200トンU	棒状加工 (沸騰水型軽水炉用)
熊取事業所	大阪府泉南郡熊取町	1975.8	5%以下	284トンU	棒状加工 (加圧水型軽水炉用)
核燃料サイクル開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡上斎原村	1985.10	5%以下	100トンSWU	ウラン濃縮
日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所	青森県上北郡六ヶ所村	1988.8	5%以下	1050トンSWU	ウラン濃縮

核燃料再処理施設一覧

(平成14年12月末現在)

事業所名	所在地	指定年月	処理方法	年間最大処理能力	備考
核燃料サイクル開発機構 東海事業所	茨城県東海村	S 55.2 (注1)	湿式ピューレックス法	210トンU (0.7トン・ウラン/日)	本格操業 昭和56年1月
日本原燃(株) 再処理事業所	青森県六ヶ所村	H 4.12	湿式ピューレックス法	800トンU	平成11年12月 (注2)

(注1) 原子炉等規制法の一部改正(昭和54年6月)に伴い、承認があったとみなされた日。

(注2) 現在、使用済燃料受入れ及び貯蔵に必要な施設のみ運転中であり、再処理設備本体等については建設中。

事業所名	所在地	目的
人形峠環境技術センター ・濃縮工学施設 ・製錬転換施設 ・廃棄物処理施設	岡山県 苫田郡 上斎原村	ウラン濃縮試験、分離処理試験等 六フッ化ウラン転換に関する技術開発 固体及び液体廃棄物の処理、保管
放射線医学総合研究所 ・内部被ばく実験棟	千葉県 千葉市	内部被ばくの障害評価及び内部被ばく事故の緊急措置に関する 試験研究
日本核燃料開発㈱ ・NFDホットラボ施設	茨城県 東茨城郡 大洗町	使用済燃料等の、検査及び各種試験
(財)核物質管理センター ・保障措置分析棟 ・開発試験棟 ・新分析棟	茨城県 那珂郡 東海村	保障措置のための核燃料物質の分析等 核燃料物質の分析及び測定に関する開発試験 保障措置のための核燃料物質の分析等
ニュークリア・デベロップメント㈱ ・燃料ホットラボ施設	茨城県 那珂郡 東海村	使用済燃料等の、検査及び各種試験
原子燃料工業㈱ ・東海事業所	茨城県 那珂郡 東海村	HTTR用取替燃料の製造等

東京大学大学院工学系研究科附 属原子力工学研究施設	茨城県 那珂郡 東海村	核燃料物質の保管管理
独立行政法人産業技術総合研究 所 つくば中央第二事業所	茨城県 那珂郡 東海村	核燃料物質の保管管理
(株)東芝 原子力技術研究所	神奈川県 川崎市	核燃料物質の保管管理
東京工業大学 ・核燃料貯蔵管理室	東京都 目黒区	核燃料物質の保管管理
京都大学原子炉実験所	大阪府 泉南郡 熊取町	核燃料物質の保管管理等